

平成22年第3回定例会議事日程 (第2号)

平成22年3月3日(水曜日) 午前10時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 代表質問

出席議員(21名)

議長	木 一 良 政	1 番	今 井 政 嘉
2 番	山 川 博 己	3 番	日下部 俊 雄
4 番	中 島 博 隆	5 番	伊 藤 嚴 悟
6 番	松 井 旬 子	7 番	一 木 良 一
8 番	奥 田 重 後	9 番	服 部 秀 洋
10 番	吾 郷 孝 枝	11 番	二 村 金 吾
12 番	中 島 新 吾	13 番	中 島 達 也
14 番	熊 崎 兼 治	16 番	中 野 憲 太 郎
17 番	田 口 幸 雄	18 番	山 下 一 彦
19 番	二 村 勝 己	20 番	大 前 武 憲
21 番	宮 川 茂 治		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	野 村 誠	副市長	金 山 鎮 雄
教育長	長谷川 藤 三	総務部長	今 井 能 和
企画部長	早 兼 高 美	市民部長	今 井 隆 夫
健康福祉部長	熊 崎 武 司	農林部長	田 口 守 彦
観光商工部長	曾 我 満 利	建設部長	杉 山 裕
上下水道部長	今 井 弘 司	環境部長	栃 井 利 夫
教育総務課長	池 戸 昇	消防長	住 弥
金山病院		萩原振興	
事務局長	蒲 宜 久	事務所長	青 木 進 一
下呂振興		金山振興	
事務所長	細 江 義 和	事務所長	中 島 俊 則
馬瀬振興		総務部理事兼	
事務所長	川 口 太 三	小坂振興事務所長	阪 本 敏 男
		事務取扱	
下呂市公平			
委員会委員長	野 村 顕		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長 村山鏡子

書記 松田健司

書記

二村勝浩

午前 10 時 00 分 開議

◎開議の宣告

○議長（木一良政君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（木一良政君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、7 番 一木良一君、8 番 奥田重後君を指名いたします。

◎代表質問

○議長（木一良政君）

日程第 2、代表質問を行います。

持ち時間は、質問、答弁を含めて 60 分以内とし、簡潔・明瞭をお願いいたします。

それでは、下呂市議会の運営に関する基準第 37 条第 5 項の規定により、最大会派から発言を許可いたします。

おおぞら、11 番 二村金吾君。

○11 番（二村金吾君）

11 番 二村金吾です。

ことは殊のほか寒さが厳しく感じられましたが、これも年のせいか、あるいは頭の毛が薄くなったせいか、社会状況の厳しさによるものかと思っておりますが、桃の節句を迎え、我が家の手入れが行き届いていない庭の梅が 1 輪、2 輪とつぼみが花を開いております。春を迎え、下呂市が少しでも温かい町になることを念ずるものであります。野村市政 3 年目になり、市長及びここに出席の市の幹部の皆さん、若手の職員の英知と勇気に期待と希望を託すものであります。会派おおぞらを代表して、質問をさせていただきます。

なお、下呂市議会は会派制を採用しておりますが、派閥のような組織であり、下呂市にとってよくないのではという意見を受けることがあります。私個人的には、それぞれの立場、考え方から論争を行うことは民主主義の根幹であり、この広い地域を有する下呂市の議会で横断的なグループを組織し、論争を通じて論点を明確にして市政に反映させていくことは必要なものと考えておりますが、反対のための反対という議論では、市民からの共感を受けず反感を受けるものであり、財源を基礎とした建設的な意見を通して行財政改革に寄与していくべきものであるということを中心として、質問に入らせていただきます。

この 3 月定例議会は、いわゆる予算議会と言われており、総論的ではありますが、財政一般的なことから質問をいたします。

平成 22 年度予算において主眼とされたことはどのようなことであるか、御質問をいたします。

財政力が県下において低いところがありますが、どのようにしてとらえておられるのか。ちなみに、岐阜県下における下呂市の財政力指数、これは 3 年平均をとるものだそうでございますが、県下平均 0.69 に対して下呂市は 0.44、42 市町村で、9 段階に分けて下から 3 番目に位置しております。こういう観点からのとらえ方を御質問いたします。

二つ目に、今の質問と関連しますが、下呂市の産業構造と産業政策についての見解と方策について伺います。

下呂市の産業構造は、第 2 次産業が 24%、第 3 次産業が 77%と、第 3 次産業により偏っております。1 人当たりの所得は約 240 万円、これは県内 39 位、こういう統計が県の統計表に載っております。特に観光行政について、市長は 150 万人構想の見解を持っておられますが、そのことにつきお伺いをいたします。これにつきまして、今年度観光商工費が 13 億 5,000 万円、前年対比すべてマイナスの予算の中で、この観光商工費が前年対比 60%増の数字が示されております。この中身についてお伺いをいたします。雇用の問題です。これは世界の問題であり、今下呂市単独で対応できることではありませんが、下呂市の産業構造と表裏をなしており、極めて高いレッドカードが示されております。この現状と対策についてお伺いをいたします。

三つ目に、市内 21 校の小・中学校がありますが、統合問題を財政・教育上の観点から、少なくともことしじゅうに結論を出すべきものであると考えておりますが、このことにつきお伺いをいたします。

4 番目に、交流会館の維持運営について。昨年 12 月定例会で、同僚の今井議員から同じ質問がなされましたが、少なくとも財政圧迫要因になると思われ、今後の運営方針についてお伺いをいたします。

5 番目に、農業及び林業の現状は危機的であり、行政のかかわりについてお伺いをいたします。なお、これはさきの 1 番、2 番の質問と関連をしますので、一緒に質問をさせていただきます。

○議長（木一良政君）

それでは、最初の質問に対する答弁をお願いします。

市長。

○市長（野村 誠君）

11 番 二村議員の質問にお答えいたします。

昨日も予算説明の中で申し上げましたけれども、平成 22 年度の予算編成に当たりましては、総合計画の後期計画、行革実施計画の見直しの時期と重なったこともありまして、総合計画、行革、予算を一体的にとらえた合理化計画に基づいて、人口減少、市税の減収、地方交付税の町村合併の特例による期限が切れる平成 31 年度以降のあるべき姿を見据えて予算編成を行いました。

一方で、景気の悪化に伴い、雇用の悪化、厳しい地域経済や市民の暮らしに配慮することも必要で、将来を見越して緊縮型の予算にかじを切っていかなければならない時期と、財政出動を必要とする経済状況である時期が重なり、相反する課題に同時に対応を求められたということでございます。

まず、1 点目の将来の厳しい財政状況を見据えての予算としましては、従来も総合計画に基づいて 5 ヶ年事業のローリングを実施してまいりましたけれども、投資的経費や新規事業が主体で、どんな事業を新たに行っていくかに主眼が置かれておったものでございます。これを見直し、経常的経費も含めたローリングを行うことで、全体像を見ながら、選択と集中を進めやすくするためのシステムを 21 年度から導入いたしました。しかしながら、事業の選択と集中につきましてはまだ道半ばの部分もあります

が、こうした選択と集中という意図は職員に伝わっているものと思っております。

このような状況を踏まえまして、幸いにして平成 20 年度から 21 年度にかけて、国の補正予算で多くの事業が前倒しで実施できたことも追い風になっておりまして、予算全体として財源の不足を補う財政調整基金からの繰り入れを 5 億円以下に押さえ、将来の地方債負担のあり方に配慮し、3 億円を超える市債の繰り上げ償還を行うなど、こうした面で堅実な予算であると思っております。

2 点目の地域経済や市民の暮らしに配慮した面といたしまして、前年度から実施を図っている小口融資資金では、預託金を 2 億 6,000 万円、融資枠といたしましては 13 億円、経営安定資金融資につきましては預託金 4 億円（融資枠 20 億円）に拡大いたしまして、利子補給も行いながら中小零細企業の資金繰りに配慮したところであります。また、国のトライアル雇用制度の活用後に雇用を継続する事業者に対しまして奨励金を交付し雇用の安定を図る事業として、雇用促進奨励事業を新たに設けたわけであります。

観光振興の面でも、交流会館アクティブを最大限に活用していただくために、コンベンションビューローへの負担金を増額し、観光戦略強化事業として、海外からの誘客活動や特別誘致宣伝の強化を行うなど、また東京事務所を設置し、国内観光客の誘致にも積極的に取り組んでいくこととしております。

子育て中の保護者の皆さんへの経済的支援といたしまして、2 分の 1 としておりました第 3 子の保育料を無料とすることとしております。また学童保育につきましても、従来、月額としていた利用料金を日額に改め利用しやすくするとともに、長期休暇中の保護者が安心して働けるよう、新たに 2 ヶ所の季節自動クラブの開設を予定しております。さらに、子供たちの健やかな成長の支援策といたしまして、子育て支援予防接種事業といたしまして、インフルエンザ、水ぼうそう、おたふく風邪、そして子宮頸がんの予防接種の助成に取り組むこととしております。

2 番目の財政力指数のことではありますが、下呂市の財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得ました数値の過去 3 年間の平均値で示す数値ではありますが、下呂市の場合、20 年度決算時点で御指摘がございましたように 0.446 となっております、県下でも低い方に位置しておるわけであります。

財政力指数が県下で低いところにありますけれども、改善する政策につきましてではありますが、財政力指数を上げるには、市民税、固定資産税などの税収をふやす以外に方法がないと思われまます。そのためには、現在策定中の下呂市第 1 次総合計画の後期基本計画に基づきまして、計画された事業を確実に実行して、地域の産業を活性化させていくことが必要と考えております。具体的な施策といたしましては、地域の活力を生み出す社会を目指し、広域的な道路基盤の充実を図ることや、産業活力が伸び行く社会を目指し、幅広い交流を目指す観光地としての魅力の向上などが、後期基本計画におけるまちづくりの方向性として提言されております。

平成 26 年度から地方交付税の合併算定がえの見直しが始まりまして、確実に地方交付税が減少していくことから、平成 31 年以降のあるべき姿を見据えて、議会、市民の皆様の御協力をいただきながら、標準的な団体の財源規模と比較いたしまして大きく膨らんでいる下呂市の財政規模を、標準的な姿に近づけていく努力をしていくことが重要な時期であると思っております。

〔11 番議員挙手〕

○議長（木一良政君）

11 番 二村金吾君。

○1 1 番（二村金吾君）

このたび、一般質問的なことでいろいろ考えていく中で、考えていけばいくほど非常に下呂市、私たちの立っているこの地盤が危機的な状況に陥っているなど、だんだんそういう気持ちに駆られていきました。ちなみに先ほど指摘をいたしました財政力指数の件でございますが、県下 42 市町村の中で、これを 9 段階に分けた場合、下呂市は下から 3 段階目。下呂市の下というか悪いところ、三つの市町村がございます。ちなみに一番指数としていいところは、県下では大垣市、各務原市、岐南町となっております。下位 3 段階目ぐらいの地域は、ほとんど県下北部に偏っております。つまり、県下北部の財政的な悪化の状況というのは、やはり広大な面積での公共インフラ整備の必要性、あるいは固定資産税の減、こういったものが原因になっており、地方税の確保と交付金によって、今の自治体がなりたっているというふうに考えられます。こういった状況の中で、下呂市だけこの地域で特別な案件を考え、抜け出るといことは大変難しいことであろうと思いますが、周囲の状況をかながみて、決して現状に満足することなく、将来を見据えて財政の問題を根本的に考えていく必要があるのではないかと思います。なお、財政力指数の関係で申しましたが、他の点で見えますと、経済収支比率は平均から 3 ポイントほど下がっておりますが、19 年度から義務づけられました健全化判断比率は、決していいとは言いませんが、特別県下で悪いという状況にはなっていないという資料が見られました。

この下呂市の基幹産業は何かというときに、一つ観光の面でお伺いをいたしますが、今年度、先ほど指摘しましたように、約 5 億円ほど観光商工費が増額となっております。このことについて、その中身につきお尋ねをいたします。

○議長（木一良政君）

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

お答えをいたします。

先ほど申しました 13 億 5,000 万というお金ですが、先ほど中小企業安定資金とか小口融資等に、21 年度の予算の当初では、小口融資が 1 億 6,000 万という預託金、それから安定資金に 1 億という形で当初出発したわけですが、補正により小口が 2 億、それから安定資金が 3 億ということで、約 5 億ほどの 21 年度の予算となっております。それで、22 年度につきましては、それにプラス 1 億 6,000 万という形になっておりますので、決して 21 年度から大幅にふえたというのではないわけでありまして、補正によって補われておる分がほとんどであるということで、実際に 21 年度には 4 億円ほど使用しておるということですので、13 億 5,000 万から 4 億引きますと、9 億近い予算となっておりますのが、観光商工部の予算であります。以上です。

〔11 番議員挙手〕

○議長（木一良政君）

11 番 二村金吾君。

○11 番（二村金吾君）

よくわかりました。この産業構造財政を見据えて下呂市の産業構造を考えた場合に、いろいろな見方・観点があるかと思うんですが、若干観光関係で質問をいたします。

市長は、当初から 150 万人構想、本年度 100 万人切れるかどうかと言われておるような状況かと思うんですが、市長の構想につきお伺いをいたします。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

下呂市内でお泊まりのお客様は150万、目標は変えてございません。ただし、一昨年来の世界的な経済不況、また昨年新型インフルエンザの流行等で大きな影響を受けております。下呂温泉の宿泊客だけ見ますと、今おっしゃったように100万切るか切らないかという大変厳しい状況でございます。しかしながら、今後やはり下呂市の重要な基幹産業として、これが衰退するようなことでは下呂市の財政基盤も崩れていくと思います。これは観光だけではございませんで、やはり農林業も含めてでございますけれども、先ほど申しましたように、農林業を含め第1次産業、第2次産業を含め、やはり中小企業の経営安定のための支援をしながら、また税収も上げていく努力をしていかなければならないと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（木一良政君）

11番 二村金吾君。

○11番（二村金吾君）

先ほども申しましたように、下呂市は、約77%が第3次産業という産業構造になっております。この産業構造は、基幹産業をまず基本的にとらえて、下呂市の今後というのか、判断されていくのではないかなと思うんですが、その中で、このたび東京事務所の開設、これは市長が高いアンテナと情報収集を行うためという理由づけで東京事務所を開設されたことについて評価をいたしたいと思います。

ちなみに、この商工費の占める割合、今年度は、先ほどの小口融資等それぞれの制度的なことで金額がふえたことにつき、下呂市は約6.8%が全歳出に占める商工費の割合でございますが、高山市を見ますと、商工費が10.4%の割合を占めております。高山市の一般会計が下呂市より約250億円ほど多い中で、10.4%というのは、グロスで相当の金額になろうかと思います。下呂市の外国人の観光客が約2,000人、若干ふえつつあるという説明がきのうなされました。

市長に伺います。下呂市の基幹産業はこの観光であるというとらえ方をされるならば、高山市同様、約10%ほどの観光商工費をつぎ込んででもこの基幹産業を守り伸ばしていく必要もあるのではないかと思います。これからの方向性につき、お伺いをいたします。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

まさに今おっしゃるように、基幹産業としての観光産業を支えていくために、やはりいろんな支援策等も必要かと思えますし、それこそ10%となりますと、今年度予算でいきますと約19億円、ですから20億円近いお金になります。ことしの予算より6億ぐらいたまたふやさなきゃいかんということですが、おっしゃることは理解できますが、しかし今後観光計画をもとにしながら、この観光計画を、議員の皆様方にも昨日言いましたように、御紹介することになりますけれども、これを軸にしながら、議会の皆さんとも協議をしながら、また市民また業界等の御意見をいただきながら施策を進めていく上で、議員がおっしゃったような予算編成になることもあるのではないかと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（木一良政君）

11番 二村金吾君。

○11番（二村金吾君）

この観光部門で、今回県下、あるいは他市町村との比較で質問する部分が多かろうと思いますが、相当高山方面に外国の観光客がふえているようでございます。こういった中で、飛騨圏域での連携と言い

ますか、下呂、高山を含めた飛騨圏域の連携が、私らから見ますと非常に薄く、下呂単独での生き残り作戦というようなものが考えられるんですが、このことにつき、どのような観点を考えておられますか。お伺いをいたします。

○議長（木一良政君）

二村議員、2番目の質問に入っておりますが、今答弁の方、やっていいですか。

二村金吾君。

○11番（二村金吾君）

ある程度関連しますので、1番と2番とそして5番目を合わせてここで。

○議長（木一良政君）

それじゃあ、答弁求めていいですか。

○11番（二村金吾君）

お願いします。

○議長（木一良政君）

2番目の答弁をお願いします。

○市長（野村 誠君）

2番目の中の、下呂市の産業政策についての具体策ということではありますが、関連しますので後ほど観光商工部長の方から答弁させていただきますが、頭出しで私の方がちょっと答弁させていただきます。下呂市の産業構造は、各産業人口のうち、第3次産業を筆頭に第2次、第1次と続いております。産業政策につきましては、各産業別における雇用の創出、維持、技術向上を生み出すための施策に重点を置いて実施しておるということでもあります。最近特に農商工連携産業などにも対応できるような人材育成、雇用支援、研修、PR事業にも力を入れておるところであります。第3次産業就業者、議員のおっしゃるパーセンテージとちょっと違いますが、第3次産業の就業者が就業人口全体の約60%を占めております。その事業者に対する優遇措置や融資を積極的に行っておるところでありまして、今後、求人者と求職者の双方のマッチングや、人材・後継者育成、事業従事者の定着に対しまして、できる限りの施策を講じてまいりたいと思います。

○議長（木一良政君）

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

それでは、観光行政の方針と展望について御説明を申し上げます。

方針としましては、観光行政が大変な時期であることは御存じかと存じますけれども、そうした中で、平成21年度から下呂市観光計画の作成に取り組んでおります。あわせてホスピタリティー都市宣言をすることとなっております。市民が共通の認識を持つことにより一体となり、お客様をもてなすことができるまちづくりをいたします。平成22年度は、この計画に沿った事業の展開、成果の検証、見直しづくりをしていき、観光行政を進めていきたいと思っています。

主な主要事業につきましては、先ほど市長が申し上げましたんですが、その中で、今質問がありました広域観光、特に飛騨地域については、飛騨の3市1村でつくっております飛騨地域観光協議会、それから飛越能といいまして飛騨と越中、能登といったものとの連携も今行っております。また、JRさんとのタイアップで、飛騨観光宣伝協議会というものをつくって立ち上げております。そういったもので、広域的な施策も打っております。また、22年度から中津川市、東濃地域との協議会を立ち上げて、東濃との連携を深めていきたいと。また、飛騨木曾川国定公園の方の関連市町村とのタイアップをし、もう

一度強化を図るということで、取り組みを22年度に行っていきたいということを考えておりますので、よろしく申し上げます。

それから、雇用の問題ですけれども、御指摘のように、大変雇用が厳しいときになっております。全国の12月の完全失業率が5.1%と、前年に比べて0.1%低下をしておるとはいえ、いずれ厳しい状態が続いております。高山公共職業安定所管内の求人倍率は0.58倍で、県下の平均の0.53倍を上回ってはおりますけれども、19年11月以降、26ヵ月連続して1倍を下回っておるといった深刻な状態になっております。こうしたときに、やはり雇用の確保というものは大変重要な課題となっております。

21年度には、そうしたものに対して県の緊急雇用制度を利用しながら、総事業費で3,950万7,000円で、55人の新規雇用を確保しております。また、下呂市地域雇用創造協議会において、3年間で111名を雇用するというので、今観光協会等の機関と、設置しました下呂市雇用創造協議会、それからもう一つ、ことし初めてやったんですが、職業ガイダンスということで求人者に対して求職者等とのマッチングで3回ほど会議を開かせていただきました。その中で、市内の企業25社と、それから就業者として求人希望者で、70名から、最後の2月には150名を越える方が見えております。そういった中で、来年度もそういったものを引き続き続けていきたいなと思っています。特に自動車産業等、大変厳しい時代が続いておりましたけれども、金山のある企業さんに建設経済常任委員会で視察をしていただきました。そのときに、約8割程度回復をしたということで、大変安心というわけではないですけれども、視察をしてきました。そうした中で感じたことは、機械化がすごく進んでおまして、ロボット等による精密な動き、そういったものが感じられましたので、雇用も大変厳しい中ですが、企業としてはそういった関係で進んでくるといって、雇用を創出するには大変難しい時代かなということを感じております。22年度もやはり県の緊急雇用の活用、予算として7,683万2,000円で75名、それから新しく国のトライアル雇用制度を活用した下呂市雇用推進奨励事業補助金制度で500万ほどを盛り込みまして、雇用を少しでもふやしていきたいという考えで進んでおりますので、よろしく願いいたします。

〔11番議員挙手〕

○議長（木一良政君）

11番 二村金吾君。

○11番（二村金吾君）

雇用の関係で何かと努力をされ、またそれなりの成果が上がっていると思われま。資料を請求した中で、下呂市雇用対策として、例えば農林担い手育成事業とか、雇用直結型パソコン研修会、ローカルホスピタリティー講習会、これは地域のもてなしということだそうでございますが、あるいは就職ガイダンス等いろいろ方策を実行され、それなりに効果もあらわれているということだと思います。先ほど申しましたように、下呂市の特性として、第3次産業の比率が多い、また個人所得額が非常に低いと。ある意味では、観光事業というのは経済全体にそれほどかさ上げるものではないというのも、裏表をなす部分があるかと思えます。1次産業、あるいは製造業の活発化が地域経済をかさ上げるというのが事実でございます。3次産業比率が多いほど、経済は発展をしている、地域豊かだというのは一つの経済上の机上の理論もあるそうでございますが、やはりこういう地域、私は1次産業、製造業の比率、これを無視することはできないだろうと思えます。この1次産業、あるいは製造業への行政からのかわりとして、私は積極的に企業誘致、あるいはそういった産業を補助する政策というのを積極的に掲げる必要が今あるのではないかと思うんですが、その中で、例えば市長直属の企業誘致のための課を創設して、常時何人か情報収集、あるいは誘致、こういったものにかかわる特別の作業をされてはいかかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

御提案いただきまして、ありがとうございます。

しかし、今観光商工部長が答弁いたしましたように、現在の下呂市内にある企業が大変厳しい状況にある中で、いかに雇用を確保していくかということが今主題でないかと思えます。

そういった中で、今企業誘致の御提案もございました。私も企業誘致をしたいと思います。しかし、現在のところ、下呂市内に高速道路のインターチェンジが1カ所もない、インターチェンジに至るまで1時間以上の時間がかかるわけでありまして、1時間以上というのはこの市役所からであります。そういったアクセスの条件がまだ整っておらないのではないかと。企業に進出していただくためには、やはりそういった交通条件等、また雇用労働力の問題等いろいろあるかと思えます。そういった意味で、一昨年12月、市内の企業展をやりました。どこかの会合で言ったと思えますけれども、市内にも、ある意味日本一また世界一の技術を持った企業があるわけがございます。そういった企業をやはり今後就職を希望される若い方、また保護者の皆さん、学校の先生方に知っていただきたいという意味で企業展をいたしました。折しも世界経済の不況に入るところでございまして、なかなか思うような成果は上がっておらないのではないかと思えます。しかしながら、今後やはり下呂市に進出できるような企業はどういうものであるかということの研究していく必要もあろうかと思っております。

〔11番議員挙手〕

○議長（木一良政君）

11番 二村金吾君。

○11番（二村金吾君）

企業誘致につきまして、これは道路の交通アクセス等いろいろ困難な問題があろうかと思えますが、例えば、以前、池田勇人首相が、日本が当時トランジスタの先端的な開発をしておるときに、ヨーロッパ各地をトランジスタを持って回って、トランジスタの日本の営業マンかと、いわゆるされたというお話も読んだことがございますが、例えばこういう情動的な収集というのは、例えば千に三つという言葉がございます。千に三つといいますのは、1,000カ所回って三つ情報が得られれば十分だと。その中のまたコンマ幾つが実現すれば十分だと。1,000分の1、むしろ1万分の1の確率、こういうものが一つの情報産業の困難な確立の部分かと言われておりますが、直接の課を設けて下呂市、日本、極端に言えば世界まで情報発信を受けながら取り組みをする必要もあるのではないかと思えます。

この中で、私らの地域で約120名ほどの雇用をつくっておられます会社が、本社は県外ではございますが、今度約半分の社員にすると。行く行くは、これを存続するかどうか大変心配しているところですが、今ここへ来て約60名、70名の職員が解雇になるということで、その事情は中国へ移管されるらしいですが、こういったことについては、我々あるいは行政、なかなかこれに助け船を出すというのも難しいところがあろうかと思えますが、こういった各市内の企業の状況を把握し、できるだけ行政の担い手、そして将来へ向けての市外からの導入を積極的に図られることをお願い申し上げたいと思えます。

関連しまして病院問題に入らせていただきますが、病院問題といいますのは、このたびの22年度予算におきまして、ほとんど用地跡地約1億円の予算が計上されておりますが、これをなぜ取り上げたかと言いますと、先般全協で示されました県立温泉病院と下呂市との覚書というのがございます。この中で、アクセス道路の確保、あるいは病院跡地の取得、あるいは勤務医の医師の住居確保、こういうよう

な覚書があるんですが、ちょっと前後して申しわけございませんが、この予算づけの中で、こういった覚書に関連した予算づけがされていないんですが、この県立病院約 8,600 万円の今年度 22 年度県の予算づけで具体的な設計が始まり、26 年 5 月の開院を予定しておるところでございますが、前後しますが、この予算の中で、この県病院の覚書との関連の予算づけをどのように考えてみえますか、ちょっと飛びますが。

○議長（木一良政君）

二村議員、通告以外ですが、よろしくをお願いします。

答弁できますか。

副市長。

○副市長（金山鎮雄君）

今突然の御質問でございましたけれども、覚書に関する問題はまだまだ県立病院の整備計画というものもこれから基本設計に入られる段階でございますので、建設に至るまでにはまだ相当な時間の経過があるわけでございますので、覚書の問題を具体的に予算化するような段階はまだ来ていないと、これからであろうというふうに思います。ですから、県立病院の整備計画に合わせて、その段階その段階で必要なものは予算化していこうと、そういうことで考えておりますので、平成 22 年度予算に具体的にその項目の中で上げたものはあるかもしれませんが、ごくわずかで、ここで申し上げるようなものではないと思います。

○議長（木一良政君）

それでは、3 番目の質問に対する答弁をお願いします。

教育長。

○教育長（長谷川藤三君）

3 番目の御質問、学校統合問題についてお答えをします。

耐震性に問題がある学校への対応策について、教育施設整備検討委員会において、さまざまな観点から御検討いただきました。委員会の審議経過につきましては、12 月議会で答弁したとおりでございます。委員会としての答申書は、ことし 1 月 20 日に提出いただきました。答申書の骨子は次の 2 点になります。

一つ目、子供たちの生命・身体の安全確保を図るためにも、耐震性が基準に達していない学校教育施設に可及的速やかに対策を講じるべきである。

二つ目に、学校によっては、児童数の減少や地理的状況等から学校統合という選択肢も考えられるが、学校統合は、何よりも教育上の観点から検討すべきものである。下呂市及び下呂市教育委員会は、教育上の観点から学校統合について十分な検討を行った上で、整備案を早急に示すべきであるという答申でございます。

下呂市教育委員会としましては、この答申に従いまして早急に整備案を示して、ことしの 4 月以降になるかと思っておりますけれども、保護者、地域住民の皆さんと協議を進めていきたいというふうに考えております。いずれにしましても、児童・生徒の安全確保というためには、早く結論を出す必要があるだろうというふうに思っております。

次に、耐震性に問題のない学校を含めて、統合問題をどう考えているかという御質問かというふうに思いますけれども、下呂市も少子化が次第に進みまして、小規模校がふえつつあります。現在、4 校の小学校において 5 学級が複式学級となっています。平成 27 年には 6 校 9 学級が複式となる見込みであります。複式のある小規模校でも、学校・家庭・地域が一体となって教育活動を展開し、成果を上げて

いることも事実です。しかしながら、ある程度の集団の中で切磋琢磨し、幅広い人間関係を築いていけるという学校の規模についても考慮する必要があるかというふうに思います。今後、地域の実態を踏まえつつ、10年後、あるいは20年後を見据えたときに、下呂市の子供たちにとって最も望ましい教育環境や教育条件はどのようにあるべきかということについては、教育上の観点から学校の適正な規模について検討をしなければいけないだろうというふうに思っております。したがって、耐震性に問題のある学校への対応のめどが立った後、学校の適正規模と学校統合をテーマにした検討委員会を立ち上げまして、検討を始めていきたいというふうに考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（木一良政君）

11番 二村金吾君。

○11番（二村金吾君）

先般、教育民生常任委員会でもこの答申の文書が出されまして、読んでみました。今教育長が言われましたように、あくまでも教育的観点からどうするのか早急に結論を出す必要もあるという答申案ではなかったかと思っております。ここ2年、3年すれば、約3分の1の小学校が複式学級になるという資料が出されております。無論、教育的観点からというのが主眼であることは間違いがございませんが、やはり財政の裏づけというものも無視するわけにはいきません。財政の裏づけ、また下呂市の置かれている現状、この地域的な広さ、そしてたまたまというよりむしろ耐震構造の問題が出てきたのに絡めて、またこういう問題がクローズアップされてきたかと思うんですが、私たちもちょうどいい決断をするべきところであり、財政的な観点から下呂市としてある程度の考え方をお持ちなのか、お伺いをいたします。

○議長（木一良政君）

教育長。

○教育長（長谷川藤三君）

基本的には、財政ということではなくて、教育的観点から学校の適正規模というものを考えていきたいというふうに考えております。文部科学省が示しております適正規模というものにつきましては、小学校については12学級から18学級、学年でいうと2から3ということであろうと思います。それ以下を小規模校、それ以上を大規模校というふうに言っております。学年が6学級を越えるような、30学級なんていう学校については、過大規模ということで、統合ではなくて逆に分割というようなことが望ましいという判断だろうと思います。

一方、小規模校の中でも、複式を含んでいる5学級以下の学級については過小規模というようなことで、適正規模というところから考えるといかがかというような見解が文科省であります。私どもも、このことも踏まえつつ、教育上の観点から考えていきたいというふうに考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（木一良政君）

11番 二村金吾君。

時間があと8分です。

○11番（二村金吾君）

特に統合問題、複式学級の状況を踏まえての問題になってこようかと思っております。少人数学級についての、あるいは学校の問題点、いろいろな観点からの判断のしようがあるかと思っておりますが、最終的にはやはり行政が決断を出して指導をしていかなければならない大きな問題であろうと思います。大きな決断

が要るかと思いますが、早々に一つの指針を出されることを期待申し上げます。

○議長（木一良政君）

それでは、4番目の質問に対する答弁をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（池戸 昇君）

維持管理費が非常に大きいということで、財政を圧迫するということと、運営管理についての御質問だったと思います。ちょうど先週でございましたけれども、東海4県の体育指導員の研修大会が交流会館を会場に行われまして、約2,800人の方に参加をいただきました。それによりまして、コンベンションをたくさんの方が利用されたということを知っております。今現在の交流会館の申込状況でございますけれども、111件ほどございまして、201日間の申し込みがあるというふう聞いております。

御質問の会館の運営管理についてでございますけれども、当面は下呂市直営で行っていかうと思っております。実績や経験を積み、その後指定管理者制度の導入も考えております。将来を見据えて、自主事業の実施や舞台の管理、会館の運営の一部を下呂ふるさと文化財団に委託して、市民の皆様に愛される会館の運営に努めたいと思っております。

管理運営費は年間約1億6,000万円を見込んでおります。そのうちの収入が約500万円ほどでございます。運営方針についてでございますけれども、下呂交流会館運営基本計画では、下呂市をもっと元気にする施設ということを基本理念に、市民の芸術や文化、スポーツ文化の向上と振興、観光資源としてのまちづくり、新しい下呂市のシンボルを3本の柱に掲げております。これらを実現するための自主事業費としまして、約8,000万円を見込んでおります。コンサートや演劇、スポーツ大会などの開催費約5,300万円でございます。その収入は、約1,300万円を見込んでおります。収益の差額が約4,000万円でございますけれども、これにつきましては、レベルの高い芸術、文化、音楽、スポーツなどの提供により市民の豊かな心をはぐくみ、市民総参加によるまちづくり、または青少年の健全育成を図ると。そしてスポーツと芸術文化のまち、豊かな自然と温泉のまちという良好な都市イメージを全国に発信し、市民相互の交流、来訪者との交流、世代を超えた交流、芸術家やアスリートとの交流、観光産業を初めとした産業交流の振興が図っていけると思います。

交流会館利用者の中で、下呂温泉に宿泊をしていただけますコンベンション利用者は、現在のところ9,000人の予定があり、観光的な相乗効果が期待できます。市民の皆さんで、よりよい施設にさせていただけたらというふうに思います。

〔11番議員挙手〕

○議長（木一良政君）

11番 二村金吾君。

○11番（二村金吾君）

もともとこれは収益的な事業施設ではございませんので、これからの一層の努力をお願いいたします。なお最後に、通告をしてございませんが、1点だけ伺いをいたします。

萩原町四美の健康保養地、この県の施設が22年度より人数、経費等約半減をするというのが地元に表示されました。

○議長（木一良政君）

二村議員、もう一つ農林行政の件がありますが、時間ありませんよ。

○11番（二村金吾君）

よろしいです。時間がございませんので申しわけありませんが。

○議長（木一良政君）

通告した答弁を。

それでは、五つ目の農林行政について農林部長、簡潔にお願いします。

○農林部長（田口守彦君）

5番目の農林行政についてお答えいたします。

下呂市の農業については、大変野生動物被害とか天候不順等で、飛騨地方と比べて地形の悪いところで農家の人は頑張ってみえます。農家の皆様が少しでも元気になるようにということで、去年の長雨や台風の影響を受けましたトマト栽培農家へは、2年連続の収入源ということで、トマトの種子代を助成しております。

また、和牛改良組合が独自で死産とか子牛の事故の共済をやっておるわけですが、事故が多いということで、組合が定めた共済金が支払われておりません。そこに助成をするように、今回の補正でお願いをしております。

それから、野生動物の被害対策としましては、ことし馬瀬で行いました獣害パトロールが非常にいい結果が出ました。新年度は、全地域でパトロールを行っていきたいと考えております。

また、集落営農によります耕作放棄地の解消ということも推進しております。

また、集落営農をやることによって、戸別補償のメリットが多くあると考えております。

また、農地・水・環境保全向上対策支援事業、各地区の人が頑張ってみえますが、これによりまして、農村の環境の保持や伝統文化・風俗を継承するとともに、地域住民のきずなを強めております。

それから、就職ガイダンスで、1名の方が農業法人に就職されております。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

○議長（木一良政君）

以上で、おおぞらの代表質問を終わります。

休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（木一良政君）

休憩前に引き続き代表質問を行います。

リベラル会、5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

5番 伊藤です。

リベラルを代表いたしまして質問を行わせていただきます。

まず、今回、政権交代が起きました。そして、きのうはその新しい政権のもとによる予算が衆議院を通過しました。予算は92兆2,992億円、うち国債発行高は44兆3,030億であります。このスローガンは、テレビ等々で見えておりますと、鳩山総理は生活者第一、そしてきずな、さらには命というようなテーマの中で予算を組んだというふうに言われておりました。私も、予算議会をしばしば見ましたけれども、残念なことは、その予算議会の審議が政治と金の話ばかりで、中身についての議論がテレビ放送の中ではなかなか聞けなかったということが私の印象としては残念でありました。しかしながら、これからのお手並み拝見で、この92兆という金が国民生活にとってすばらしい予算であることを祈るのみであります。

経済は大変冷え込んでおります。岐阜県の財政におきましても、ここしばらく300億円の財源が足ら

ないというようなことが言われておりまして、私の聞くとところによりまして、今年度は管理職におきましては12%の給与カット、こういうような話を聞いて、将来に大変な不安を持っておられる。しかしながら、岐阜県の財政においても、身の丈に合った状況をつくりながら、この難局を乗り切って、岐阜県の将来に明るさを取り戻すためには仕方がないということを古田知事が申しております。

そこで、野村市政になって2年が経過をいたしました。私はこの2年間の野村市政を振り返って考えてみました。それを私なりに表現しますと、混乱の市政2年間かなと、こんなふうにゆうべ感じたわけでございます。その理由は、この2年間におきまして、まず委員会等での議員の発言に対して一般企業から提訴されるという、下呂市も含めて、という事件がございました。その結果は、最近聞いたように、下呂市側に落ち度はないというような裁判結果が出たという話でありました。しかしながら、もう一方では、許可を撤回した、このことに対しては下呂市が負けたということでありました。そして振り返ってみますと、昨日、きょうの新聞にも出ておりましたけれども、弁護士費用が削除されて、修正案が通ったという経緯でございます。この中身につきましては、職員の給与の問題で、たしか13名の方が処罰を受けた。そして、3名が公平委員会へ申し出をしたという経緯の中で、市側は弁護士を立てて公平委員会で判断をしていただくということでしたけれども、それが否決をされた等々思いますと、この問題は、市民に対していろいろな角度から大きな不安を与えておるということになるのではないかと思います。したがって、私の考え方は、明確に情報を市民に伝達し、市民の皆さん方に理解をしていただいて、これからの下呂市運営につなげていかなければならないということであろうと考えております。

そこで、最たる問題は、クリーンセンターの新しい建設問題であります。このてんまつに見る市政運営についてお伺いをいたします。

もう1点、一つは、かねがね私は合併以前からこの下呂温泉病院の重要性について訴えてきました。合併して6年、なかなか前進の姿が見られないということで、それぞれの市民の皆様方がやきもきしてみえた。そういう中で、今回ようやく26年度に新しい病院が開院するという県からの発表がありました。私は、これを市として大きな一歩として踏まえ、この問題についての考え方をお聞きしたいと思うわけでありまして、今下呂市が考えなければならぬことは、先ほどの代表質問でもありましたけれども、経済は大変厳しい。そして、なおかつ市民の中に不安がよぎっておるという現状を私は感じております。したがって、野村市長は、その責任において明確に正直な答弁をしていただくことをお願いしまして、個別に答弁をいただきたいと思うわけでありまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（木一良政君）

それでは個別に初めの答弁をお願いします。

市長。

○市長（野村 誠君）

5番議員、伊藤議員の御質問に答弁いたします。

まず最初のクリーンセンター用地問題のてんまつに見る市長の市政運営についての①、筑後地区に至るまでの建設計画の推移ということでございますので、説明させていただきます。

平成18年でございますけれども、下呂市議会におきまして、焼却施設の建設について説明がされました。それ以前に、平成16年市町村合併後、新たな枠組みの中で、飛騨圏域廃棄物問題研究会が10回にわたって開催されました。関係市町村で協議が行われましたけれども、高山市より、飛騨圏域で広域処理することが困難であるという提案がされました。こういった協議を踏まえまして、平成18年の9月から10月にかけて、下呂市議会でも今の飛騨圏域での状況を説明されまして、16カ所の候補地を上げられまして検討に入られたということでございます。平成18年11月には、16カ所から6カ所に

絞り込まれております。場所につきましては、下呂市上原の夏焼地域、乗政の河合平、御厩野の威徳寺、宮地の筑後、萩原町中呂タヤノ平、金山町岩瀬でございます。平成 19 年 2 月になりまして、議員の全員協議会で御検討いただきまして 4 候補地とされまして、地元への打診を承認されたということでございます。この 4 ヶ所につきましては、乗政の河合平、金山町の岩瀬、上原の夏焼、宮地筑後でございます。平成 19 年 3 月からであります、4 候補地の区長さんに協力を要請し行いましたけれども、これはちょっと私はよく存じておりませんが、説明会を行ったということでございます。そして、私が平成 20 年 4 月に就任いたしましたときに、先ほど言いました 4 候補地があったわけでございます。就任後でありますけれども、この 4 地区の区長さん方と懇談をいたしました。そして、地元説明会をしたいということでお願いに上がったわけでございますが、どの 4 地域でも説明会に入れないう状況でございました。その後、竹原地区の区長会よりは、竹原地区での建設に反対する旨の陳情が出されております。その後、用地選定に苦慮いたしましておりましたが、その間、いろいろと私の方へ情報がございまして、検討いたしまして、西上田地区に絞りまして、西上田地区の区長さんをお願いに行きまして、何とか地元説明会をさせていただきたいとお願いをいたしまして、21 年 2 月、西上田地区の 4 ヶ所で説明会を行いました。やはりダイオキシン等に対する不安を持っておられまして、それに対してその不安を払拭できるような状況に至らなかったことが大きな原因であろうかと思っておりますが、5 月に至りまして、西上田の区長さんより西上田地区での建設案件の終息をしていただきたいというお話がございましたので、断念をしたということがございました。その後、また候補地について白紙に戻りまして大変苦慮しておりましたが、竹原区長会の皆様に、20 年に出されました陳情書の撤回をお願いいたしました。そして、撤回するとのお話をいただいたわけでございます。その後、乗政河合平、宮地筑後地区との比較検討を内部で行いました。そして、筑後地区がよりベターであるという結論に達しまして、竹原区長会の皆様に宮地筑後地区の候補地としてお願いをしたいということをお願いをいたしまして、また地権者へのお願いをしておるわけでございます。そして、8 月 31 日に宮地地区での説明会を行っております。参加は 108 名でございました。結果、こちらからもパワーポイント等を使いながら説明をしましたが、賛成の声もあったと思っておりますが、反対の声が大きかったということでございます。また、地元説明会に参加できなかった方にも、各戸回って説明をしたという経緯がございます。8 月 31 日の説明会の中で結論が一度でできるとは思いませんけれども、紛糾したということで、地元では臨時総会等々を行うということでございました。しかしながら、意見の集約はできなかったということでございます。その間、私どももいたしましては、地権者の皆様方の用地承諾をいただいております。その間、幾多の団体から反対の陳情要望を受けております。また、賛成の要望も受けております。そして、11 月 27 日、臨時議会におきまして、基本設計、環境アセスの債務負担行為の上程をいたしました。これが閉会中の継続審査となったわけでございます。この基本設計、環境アセスにつきましては、当初予算ではお認めいただいていたということでございます。それから、12 月 13 日につきましては、特に地元の皆様方がダイオキシンの問題が大変御心配になっておりましたので、東大の渡辺教授をお招きして、ダイオキシンについてのお話をいただきました。このときも大勢の方に御参加、ちょっと何人の方が数字は忘れまして、12 月 16 日、宮地の区長さんより白紙撤回の要望書が出されました。そして、12 月 17 日の予算特別委員会においても再度継続審査となりまして、12 月 18 日下呂市議会の定例会最終日においてさらに継続審査となりまして、宮地筑後地区での計画を断念することを表明いたしました。1 月になりまして、臨時議会でこの議案の取り下げを議決いただいたところでございます。

後先になりましたけれども、このごみ処理場建設につきまして、市民の皆様方、特に宮地筑後地区また地権者の皆様に大変な御心労・御迷惑をおかけしました。この点につきまして、おわびを申し上げる

ものでございます。さらに、さきに西上田地区の皆様方にも大変な御迷惑・御心配をおかけしましたこととおわび申し上げます。

2番目の住民合意がおろそかにされたのは何かでございます。

このごみ処理施設建設につきましては、合併当時の協議がなされまして、25年度までに完成するんだという計画であったかと思えます。そうした中で、候補地ありき、予定地ありきで進んだことが、ボタンのかけ違いでなかったかなという反省をしております。

3番目でございますが、合併特例債の運用を精査しなかったのはなぜか。今申しましたように、ごみ処理場の建設は多額の費用がかかることから、合併前の益田広域連合時代から重要課題でありました。5市町村が合併することで有利な合併特例債を利用して建設することは、当時協議されたことでございます。また、合併後、議会におかれましても、この事業について研究され、先進地視察も何回もされておったところでございます。しかしながら、財政が厳しい中で、有利な財源であります合併特例債を活用することは、市政運営上、当然な選択であると思っておりますし、議会の皆様方にも御理解いただいていたのではないかと考えております。平成25年度末までに完成しなくてはならないというスケジュール的な制約がございまして、建設については財源計画と建設計画を連動し、あくまでも合併特例債を利用し、25年度末の完成を目指す計画で進めましたので、合併特例債と一般廃棄物処理事業債を組み合わせた財源計画は検討しておらなかったのが事実でございます。

4番目につきましては、環境部長の方からお答えをいたします。

○議長（木一良政君）

環境部長。

○環境部長（栃井利夫君）

4番目の総事業費65億円の根拠という御質問でございますが、6年計画ということで、20年度からこの事業に携わっております。20年度につきましては388万5,000円におきまして、基本計画等のデータ更新、そして基本構想、これはリサイクルセンターでございますが、この事業を行っております。

21年度につきましては6,750万ほどの事業費でございますが、ごみ処理施設の基本構想、用地測量、基本設計、生活環境アセスメント、進入道路の実施設計、土地家屋の評価ということで予定をしておりました。

22年度につきましては、6億3,800万でございますが、基本設計、環境アセスメント、敷地造成の設計、用地補償、進入道路の建設、国道257号線の拡幅工事ということで事業費を上げておりました。

23年度につきましては、2億7,200万ほどで設計・施工監理、敷地造成工事、取り付け道路の建設工事ということで行う予定でございます。

24年度におきましては33億ほどで、施工監理と建設工事、25年度で22億1,200万ほどで、施工監理と建設工事を行うということで、総額で事業費の64億9,990万6,000円ということで試算をしたところでございます。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

5番目の市政だより「げろ」号外の記事訂正についてでございます。

先ほど申しましたように、筑後地区での建設を断念するに至った経緯につきまして、号外において平成21年12月18日における私のあいさつをそのまま掲載し、総合的に判断した結果であることを御理解いただきたかったが、限られた紙面の中で十分な説明に至らなかったことや、言葉足らずがあったと

思います。しかし、先ほど申しましたように、地方財政が厳しい中で、25年度までに完成しなくてはならない状況の中で、先ほど言いましたように合併特例債と一般廃棄物処理事業債を組み合わせた財政計画を検討していなかった。その結果といたしまして、比較検討が、合併特例債を使うか使わないかの比較により、宮地地区で、今説明しましたように65億円の事業費とした場合に負担額が12億円ふえるという説明となりました。まさに言葉足らずであったかと思います。市政だより1月号では、今までごみ処理について市民の皆様へ施設建設等について説明が不十分との指摘もあり、その反省から、広報により、経緯も含め、筑後地区の地権者の皆様の同意を得ており、議会の皆様方にも御理解いただけるものと思ひ準備を進めておりました。また、市政だより1月号では、年末での配布となるため、最終原稿締め切りが12月15日となっており、既に印刷を行っておったということをごさいます。12月18日の継続審査と断念ということで、急遽号外を出すことになったということをごさいます。また、市政だより1月号と号外をあわせて読んでいただきまして、ごみ処理施設の問題について御理解いただきたかったということをごさいます。

今後につきましては、ごみ処理施設につきましては、市民の皆様3万8,000にとって日々必要不可欠な施設でありまして、原点に戻って市民の皆様にごみ処理施設に関する御理解をいただくためのパンフレット等の作成によりまして、これからのごみ処理施設のあり方について一緒になって考えていきたいということをおもっておりまして、今後とも十分な情報提供をしていきたいと考えております。

6番目のごさいますけれども、今後の展望につきましては、大変皆様方へ御心配と御迷惑をかけたところをごさいます。その後、市民の皆様方からいろんな御意見をいただいております。つきましては、今後いろんな会議の中で、今後の計画について市民の皆様方の御意見を伺っていききたいと考えております。また、候補地選定以前に、やはりごみ処理施設の必要性また安全性というものについて広く市民の皆様方へ御理解をいただいております。候補地選定に取りかかっていくことが大切でないかなと今思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（木一良政君）

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

今それぞれについてお考えを伺いました。私は、こういう結果になったということは、謙虚に経緯というものに対しての検証をしないかんとというのが私の考えでありまして、思い出していただきたいと思ひますけれども、野村市政が誕生し、最初のお話の中に、我々も合併協議に参加をしておりました。そこで、市長は議会経験は豊富だけれども、行政経験の豊富な副市長を選択したと、こういうお話がございまして、その折に、副市長はこのごみ処理問題のクリーンセンターの問題に触れて意欲を示されたというあいさつを記憶しております。そのくらい大事な、これは下呂市民にとって家庭のトイレと一緒に、絶対必需品だということでありまして、そうしたかゆえに進め方を誤ると大変な損害をこうむるということが今回わかったということではないかなと思ひます。

そこで考え方として、四つの候補地が出てきた。そして市長になられた。その中で、前にもいろんな意見が出ておりましたが、要するに念書が入っておった等々あった、そういうことの中で、市長はその折に、私は初めは念書は知らなんだと、こういう話でしたが、後からすぐ撤回をされて、念書というものは知っておったと、こういう答弁をされた記憶があります。

そこで、一度お願いに行っただけでも断念をしたと。そして、要するに背水の陣で西上田へ向かうと、こういうことを言われました。しかし、西上田にとっても大変な、それも読みが甘かったか、誠意が足

らなんだかわかりませんが、そういうことで断念をされた。そして、もとのところへ行って、筑後地区というところにまたお願いをするようになったと。その中では、12月議会で熊崎兼治議員が、たしかいろんなことでみんなまだ大変だから、継続審査にして、もっとみんなで考えようというような意味の質問をしたときに、私は鬼になっても進めると、こういうお話がございました。これからしたらどうなっていくか。仏になってやらないかと、私はそういうふうに思うんですが、そのためには何かというと、これほど大事な仕事なんだから、市民の皆さんに謝るところは謝る、本当に迷惑をかけたことは迷惑をかけた。そして、それがこの号外によって知らされて、今いろんな意味で言葉足らずな点があったという反省もされました。しかし、私は真実を出して、そしてこのような状況下の中でもこの施設は絶対必要なやと、こういうことで市民の皆様方の理解と英知を集めるという作業に入っていくかならんというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

先ほども経過説明の後におわび申しあげましたけれども、本当に市民の皆様方、また両地区の皆様方に大変な御心労・御迷惑をかけました。改めておわびを申し上げます。

そういった中で、今後どうしていくかということでございますけれども、区長会とまた地域審議会等でも経過を説明してまいりました。そういった中で、多くの方々から御意見をいただいておりますが、そういった中で、やはり先ほど言いましたように、まずごみ処理施設の必要性を市民全体にわかってもらうことが大切であると。候補地だけのことでないぞというお話をいただきました。まさにそのとおりだと私も思います。また、特にダイオキシン等についての不安が多かったわけでございます、これを払拭していくことが大切でありますので、これはやはりそういった努力を進めることが大切。そして、大方の御理解をいただきながら、候補地選定にかかっていく、これが大切であると考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（木一良政君）

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

それで、私が考えておることを述べますけれども、やはり合併特例債は必要かつ下呂市の財政のために活用をできる限りしていかないかん。そこでまず、先ほども言われたけれども、過ちがあった。合併特例債は、事業の実施をされた部分については期限が過ぎても適用されると総務省が言っております、今の施設について。これは、この前も総務省から資料ももらっておるので、たしか山川議員が1月22日の臨時議会の折に指摘をされましたが、そのときに「調べてみます」という総務部か企画部の話がありました。その辺についてのお伺いをしたいということ。いいですか。

○議長（木一良政君）

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

その後、うちの方から県を通じて確認をしておりますが、25年度までにかかる事業については合併特例債を活用できるということを確認しております。

〔5番議員挙手〕

○議長（木一良政君）

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

今やっと。あなた方はプロなんだから、ありとあらゆる方法をしっかりと精査して考えておいて事を進めるといことが大事であって、指摘を受けてやっと聞いてみたら、そのとおりだったという答弁ですが、済んだことは仕方がないんですけども、そうしますと、市長は昨年12月28日をもって、これはできないから断念をしたと、18日にこういうことを言われましたね、閉会日に。そうしますと、1日でも早く次の手を打つことに終始せないかん。ことしになって、あれほど急いでみえたものが今のような事例をまだ内部の中でも検討をして話をされておらんということが今わかりましたが、しかるに、それが1日でも早く使えるような環境を市民に訴えて、市民の合意ができ、候補地の選択も市民の人から公募をして、これは市民が皆さん心配をしてみえるので、そういう環境をお願いして、よし、ここならということで、市議会も執行部も一丸となって、区長会の皆さんも自治体の人たちも業界の方々も、そして1日も早くこれが建設に向かうような努力を進める責任があるということを申し上げておきますが、いかがでしょうか。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

まさにそのとおりだと思います。ですから、先ほど申しましたように、区長会の連合会の役員会と、また五つの地域審議会で経過説明をした中で、いろんな御意見をいただきました。先ほど言いましたように、まずごみ処理施設の新しい建設がなぜ必要なのか、それを市民の皆さんにわかってもらう努力を先にせよという御意見が多く出ました。まさにそのとおりで、また今後広報等、先ほど言いましたようにパンフレット等を通じまして、市民の皆さんにこの必要性を訴えていくのが、まずやらなければならない仕事だと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（木一良政君）

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

そこで、私は執行部としての姿勢の問題を問いたいと思うんですけども、実は、前回の竹原の方の反対団体の方々が、たしか市長あてに要望書が出ておるということで、その返事をけさいただいたんですけども、「撤退の本当の理由を市民に明らかにすること、市政だより「げろ」号外22年1月1日の記事の誤りを認め、修正の市政だよりを発行すること。宮地地区を混乱させた責任上、区民を集めた場所で謝るべきである。2月25日までに御返答くださいますよう、お願いをいたします」と、こういうものを出されたそうです。ひょっとして、私のところへこれが来ました。市長からこの会の方々に出された内容ですけども、「ごみ処理施設の建設候補地として宮地地区（筑後地区）での建設については断念し、現在は白紙の状態であります。また、1月22日の臨時議会では、11月27日提出の基本設計、環境アセスメントの債務負担行為に関する議案撤回を上程し、承認・議決いただきました。このごみ処理施設については、市として重要な課題であり、3月2日から始まる3月定例会におきましても議論が行われる予定であります。つきましては、議会の議論を踏まえた上で、慎重に検討します」という返事でした。私は、これを見て残念に思ったことは、ここにそれなりの謝りの心があって、この返事を出されるべきであったなあと。ここには、断念をされたんだから、いろんな面で皆様方に御心配をかけた。皆様方の意見も十分聞かずに、要するに25年度までに完成しようということにいろんな意味で焦りがあったのでこうやと、そういうことを示していかないと、こういうような考え方で今後の新しい候補地

選定に当たっても、こういう考え方ではうまくいかんのではないかという気持ちの面でするので、その辺を十分反省をしていただきたいし、その辺について、今後、2回の失敗例をもとにどんな気持ちでやっていかれるか、明快にお答えいただきたい。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

今、伊藤議員が読まれたとおりでございます。そこで私は、この本会議の中で、これは全市民がテレビ等を通じてごらんになっておるわけございまして、全市民に先ほどもおわびしました。また、特に2地区の皆様方にもおわびを申し上げたところでございます。したがって、先ほどから何度も言っておりますように、まず市民の皆さんに、このごみ処理施設の必要性を訴えていくことが、まずこれからやらなければならない仕事であろうと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（木一良政君）

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

私も市民の一人として、議員の一人として一日も早く、この下呂市民にとって重大なこの案件が解決することを望み、我々もしっかりと協力をし、市民の皆様理解を求め努力をそれぞれの立場でしていかなければならないし、執行部も、したがっていろんなことで一緒になって考えていくということをお願いをしておきます。

次の答弁をお願いいたします。

○議長（木一良政君）

それでは、2番目の質問に対する答弁をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊崎武司君）

それでは、伊藤議員の2番目の質問、下呂温泉病院移転新築計画の進捗状況と今後についてということで答弁させていただきます。

まず一つ目に、下呂温泉病院の移転新築計画の進捗状況はについてのお尋ねでございます。

昨年9月に県が発表いたしました県立下呂温泉病院整備基本計画では、平成26年の5月に新病院が開院する計画となっており、現在プロポーザル方式による設計業者の選定が進められ、3月中には設計業者が決定し、公表する予定であると聞いております。また、先ごろ報道発表されました県の新年度予算の概要によりますと、新病院建築のために必要な基本設計、地盤調査を行うための経費8,900万円を計上するとされております。

なお、下呂温泉病院の整備に当たって、県と下呂市の役割分担につきまして、下呂温泉病院移転新築検討会において協議を進めてまいりましたが、基本的事項の合意に至りましたので、2月1日付で覚書の取り交わしを行いました。詳細な点につきましては今後も協議を行うとともに、新病院整備事業の進捗に合わせまして今後予算化してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

二つ目に、医師初め、医療スタッフの充実はどうなのかという点についての御質問でございます。

新医師臨床研修制度などによりまして、地方の病院が医師不足により危機的な状況になっており、下呂市におきましても例外ではございません。下呂市医師確保奨学金条例の運用のほか、県及び医師の派遣元であります岐阜大学病院との連携を緊密に今後とも行ってまいります。

また、看護師不足も課題となっておりますので、看護学生に対します奨学金制度を設けております近隣自治体等の例を参考に、医師会の御意見をお聞きするとともに、下呂温泉病院や市立病院、診療所の意見調整を行いながら制度化の検討を行っております。

また、平成 22 年度より医療対策を担当する部署の設置を検討しておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

下呂温泉病院の新築移転の進捗状況でございます。

ただいま部長が先に答弁いたしましたけれども、昨年 9 月に県が発表いたしました下呂温泉病院整備基本計画では、平成 26 年 5 月に新病院が開院する計画となっております。現在プロポーザル方式によりまして設計業者の選定作業が進められております。年度末には設計業者が決定する予定と聞いております。また、先ごろ報道発表されました県の新年度予算の……。

言ってもらったんか。すみません。

○議長（木一良政君）

市長、3 番目の下呂温泉病院に関して。

○市長（野村 誠君）

失礼いたしました。3 番でした。

県立下呂温泉病院の跡地利用計画の展望でございます。

県立下呂温泉病院の移転に伴い、県との話し合いの中で、下呂市は病院跡地として本館跡地、リハビリ棟と第 2 看護宿舎跡地、研修センター跡地の 3 ヶ所を県から取得することとなっております。跡地の取得をするため、現在基金の積み立てを行っておりますが、下呂市が取得し、跡地が利用できるようになるには、移転後の平成 26 年以降となります。

現在、跡地の利用計画につきましては白紙の状況であります。市といたしましては、現在の施設を取り壊し、更地の状況での取得が前提であります。今後跡地の利活用を考えていく上で、安全性を確認した上で既存施設等の活用ということもあり得るかもしれませんが、また病院という特殊な施設の跡地であり、活用に当たっては取り壊し後の土壌汚染などについても安全性を確認する必要があると思っております。

利用計画につきましては、市の中心街の一角をなす重要な場所でありまして、地元の幸田地区の御意見を伺いながら、市民の皆さんに御理解いただける跡地の利用方法を考えていきたいと思っております。

2 月 28 日、幸田区で組織されました跡地利用の研究会へ下呂温泉病院の新築移転計画の説明を行い、御意見をいただいております。今後とも地元幸田区を初め、産業振興、地域振興など、多方面からの御意見をいただきながら、利用計画の検討を進めてまいりたいと思っております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（木一良政君）

5 番 伊藤巖悟君。

○5 番（伊藤巖悟君）

いろいろと今経緯について、三つの点について説明を受けました。

まず 1 番の下呂温泉病院の新築移転計画の進捗状況についてですけれども、これはまさしく、ようやく一歩踏み出しましたが、これからが財源的に大変だと。岐阜県においても、非常に財政が厳しいとい

うことを言われております。本当に計画どおりに事が進むためには、下呂市としても多くのエネルギーを使う必要があると私は思います。したがって、昨年の暮れでしたけれども、私、早川捷也県議会議員に会うことがありまして、とにかく早川さんも近いエリアの議員だから、ほかのことの用事でお会いしたんですけれども、県立病院をお願いしますというお話をしました。早川県議は、とにかく下呂には2人の代議員が誕生したので、しっかりとこの問題については2人の代議員の力を使わないかと。そして、我々もとにかく2人の代議員をお願いをして財源を確保することが下呂病院にとって一番大事なことだという話で、本人も2人の代議員に強くお願いをされたという経緯があります。やはりこれが今回民主党が政権をとって予算を計上した「命」ということに、それは「コンクリートとから人へ」と言われるんだけど、これは逆にコンクリートでも一番大事な人の命ですので、これは強く要請をし、財源確保をみんなですていくように努力をしていただきたいと思います。したがって、2人の代議員が下呂に誕生しましたので、市長も会われて、そして県でもこうなったが、とにかく下呂のためにこの財源を確保してくれろという要請を強くする必要性もあるし、我々もみんなですていかないかと思っておる次第であります。

二つ目。医師を初め、医療スタッフの充実を図らなければならない。これは言われておる当然のことでございます。下呂市においては、前にドクターの奨学金制度があつて、2人が、今何年生になられたか、5年生か6年生になられたかなということ、いい制度を始めたということをおもっておりますが、2人に限らず、今後もそういう希望者には対応をしっかりしていただきたいと思いますというふうに申し上げます。

そこで、先ほどもちょっと出ておりましたが、介護士も看護師も大変不足をしておるということで、前にも私は一般質問で言っておりますが、幸いにして下呂には県立の看護学校がある。ここへ、要するに修学制度を早くつけるべきだということをおもってきました。けれども、その具体的なものはまだ見えておらないのが現状でないかというふうに思いますが、そこで、これを実はきのう資料を入れましたが、それぞれの自治体では、特に郡上市を一回勉強されるといいと思うんですが、郡上市は、医療職員修学金という制度で、毎月5万円出してみえる。岐阜市も3万2,000円以内、そして大垣市民も出しておる。単独で高山日赤なんかは来てもらえる、そういう支援をして看護師を確保すると。それぞれやっておられるのに、下呂にせつかく県立看護学校があるんなら、あるものを有効に下呂市として活用し、理解をしてもらって、金山病院も今度建て直し計画が出ておる。何か話に聞くと、金山病院でも看護師さんが不足をしておるということをお聞いております。やはり打てる手を打ってこそ事の達成ができて、そして市民の皆様方が安心・安全、安心して暮らせる医療体制ができるんじゃないかと思うんですが、このことについていかがでしょうか。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

御意見のとおり、どの医療機関についてもやはりお医者さん、また看護師さん不足があるのが現状でございます。そういった中で、お話がございましたように、下呂市の研修医奨学金制度を2人の方に支給しておりますが、1人の方はことしで卒業され、今度研修医になられる予定でございます。2年間研修をされて、ぜひとも下呂へ来ていただきたいと思っております。1人の方はまだ在学中であるということでございますが、何としても下呂市へ来ていただきたいと思っております。

なお、今の看護師への支援につきましては、今健康福祉部長の方で検討をしておりますので、福祉部長の方から答弁させます。

○議長（木一良政君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊崎武司君）

先ほども御説明いたしました、看護師対策につきまして、もう少し詳細に御説明させていただきます。

日にちはちょっと定かではございませんが、2月の中旬に、県立下呂温泉病院のスタッフの方々、看護部長さんとそれから総務課長さんですが、それから私立金山病院のやはり事務局長、それから小坂診療所の事務長と私どもと会議を持ってございます。その中で、先ほども御指摘いただきましたように、近隣市、郡上市、または中津川市などの具体的な例も踏まえまして、下呂市としては、基本的な考え方としてこういった方法がとれるのではないかと、その場合、看護師の養成にはやはり短期養成はできない、最低でも3年間の修学期間と、それから引き続いて病院の中での養成・研修期間も必要、そうしますと、県立下呂温泉病院、また私立金山病院においても、今後の整備事業の進捗に合わせて今から検討しておく必要があるということで、詳細な詰めを行っております。ただ、現時点では、実施方法など、またはそういった具体的な詰めの部分にまだ至っておりませんので、引き続き検討を進めてまいります。もしその辺への形が見えてまいりましたら、今後また予算という形で御相談させていただくことができると、担当としてはそのように考えてございます。よろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（木一良政君）

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

今の医療スタッフの件については、やはり早く具体的に県病院とも話をしやることは、県が新しく病院を今建て直すという計画についても好印象を持っていただけるし、そして市民感情が非常にそのことに対して重視をしておるということにもつながると思いますので、ぜひとも早く具体的にやっていただきたい。

それから、市長に、先ほど地元代議士をしっかり使って、民主党政権だから頼むときは頼んで財源確保を、そのことについて考え方を。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

選挙後、お2人の代議士にお会いしまして、下呂市全般についての要望を申し上げた中で、やはり地方の財源確保ということは何かもう入れておまして、要望を申し上げておりますので、よろしく願いします。

〔5番議員挙手〕

○議長（木一良政君）

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

ぜひともこれは、市民こぞっての熱い思いですので、早く夢が実現するように、みんなで頑張っていかなければならないということをお願いいたします。

もう一つは、下呂温泉病院の跡地利用計画の展望について。

先ほど県との話で、いろんな意味で更地にして、土地は下呂市が買うというようなことになっておる

という大筋の話は聞きました。私はこの跡地を下呂市の活性化の起爆剤にせないかんというのが私の思いであります。あの病院が、自然豊かなところへ変わると。あの跡地は、駅にも近い、川にも近い、そして平地で、どこからも交通アクセスがよく、展望もいい。私は、あそこをとにかく観光客も、そして下呂市民も、そしてそこには産業も、1次産業も2次産業も3次産業も含めて、あそこで活力の出るいろいろな知恵を出す場所にしていく必要がある。実は私、一例を挙げますが、この間、秋に高知県の高知城のそばへ行ってきました。播磨屋橋の近くです。そこへ行ったら、ガイドが、7時から11時まで、そのニコニコ広場とか何とかという、名称のことは正確ではございませんが、そういう集まる場所があって、いろいろな立場の人たちが、夜そこで、あそこはカツオが有名で、カツオのたたきを売っておる、酒の地酒を売っておる、とにかくテーブルが500テーブルあって、1,000人か2,000人入れるんだと思いますが、そういうところで、とにかくホテルから全部、何時から何時まであそこへ行って、交流してくれろということで、早いこと我々も行って、席があいておらんもんで、順番待ちみたいなふうで繁盛しておりました。そのときの印象は、私はたまたま2人で行って座ったら、あくところがないもんで、いいですかと言ったら、青森県のお母さんと息子と娘が隣に座っておりました、そこで、これはいいなあといろんな話をしておいたら、下呂へ来てくれろと。そしたら今度下呂へ必ず来るでなとその人と話をして、名刺交換もしました。そういうことがあって、私は、人が集まって出会いをつくれるような場所にあそこを絶対活用していただきたい。

朝は、今度視察にも行ってもらいたいと思いますけれども、岐阜でJA岐阜が、この間、松井議員も一緒に行きましたが、朝市場を開いております。とにかく1日平均2,000人のお客さんがあると。我々も農姫のイチゴを買いに入ったんですが、あれは岐阜の名物ですので、農姫という品種は。とにかく順番待ちで、30人も40人も待っておって、やっとレジで精算をできた。だから、今国の方でも公共事業が18%カットやと。岐阜県においても13%カット。もうやはり我々で企業を興して、そしてみんなで力を結集する場所をつくらないかんというのが私の思いでありまして、あそこをぜひとも、それには時間がかかりますので、市民の声、特に地元の幸田の方々の声、考え方、そして企業の方々、そして農業の方々も含めて、あそこをとにかく人が集まる、そして下呂へ見えた観光客がこういうところにこういう魅力があるというようなふうにして集まっていただくような場所にしていただきたい。そのためには、場当たりの発想ではなしに、今からいろんな研究もし、専門家とも相談をしたり、新しい先進地も見てきたりして、あれをとにかく有効活用し、いい跡地利用にしていきたいということを思います。そういう意味で、市長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

まさにおっしゃるとおり、私もそう思います。そしてプラス、さらに幸田地区の皆さん、長い間下呂温泉病院と関係を持ちながら生活、商売をやってみえたわけですから、また幸田地区の皆さんの御意見、また今の伊藤議員のような御意見、やっぱり総合して、それこそ下呂市の、また下呂温泉の中心街にあるわけですから、まさに下呂市の活性化の基盤となるようなところにしていく必要があるかと思えます。

〔5番議員挙手〕

○議長（木一良政君）

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

いろいろと申し上げてきましたけれども、まとめをさせていただきたいと思います。

今のこの新設するクリーンセンターの問題につきましては、いろいろな市民の皆様方に不安と、ある意味では誤解もあろうかと思ひますし、心配がある。これをやはり払拭して、真実を市民の皆さんに御理解いただいて、今までの経緯の中で反省すべきは反省をし、そして新しい第一歩を踏み出すのが、一日も早い時期にやらなければならないことではないかなと思ひております。したがいまして、そのためには骨身を惜しまないと。とにかく立場立場同士は、しっかりとした特命の理事2人にお任せしてひとつやれよというような話ではなしに、みんなで責任を持って事に当たるといふことが大事ではないかと思ひております。

さらに、下呂温泉病院につきましては、先ほどから言ひておりますけれども、とにかく戦後、要するに陸軍病院から23年に岐阜県に移管をされて、そして自来、リハビリ棟ができて、さらにはドックヘルスセンターができて、平成5年にそれが終わっておりますが、59年には県立看護学校ができて、いろいろな歴史が重なって現在の下呂の地域医療、県の医療の中核になっておる。やはり歴史観に立って、しっかりと事を前に進めていく必要があるといふことを重ね重ね申し上げ、そして今言ひておる地域医療の充実を図るには、下呂市でやらなければならないことをしっかりと把握をし、前もって手を打っていくと。市と県との覚書等々も言ひましたけれども、この問題も下呂市は責任を持って当たっておるなあといふことを、県にもより信頼関係を高めるためにも一層頑張っただけきたいといふことをお願いして、質問を終わります。

○議長（木一良政君）

以上で、リベラル会の代表質問を終わります。

休憩いたします。再開は13時といたします。

午後0時08分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（木一良政君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中、代表質問を行いました11番 二村金吾君から発言の訂正の許可をいたしたいと思ひます。

11番 二村金吾君。

○11番（二村金吾君）

1点訂正をさせていただきます。

先ほどの質問事項の中で、下呂市の第3次産業の比率を77%と質問の数字を言ひましたが、古い資料に基づきまして、現在平成17年の国勢調査によりますと62.2%、これが第3次産業の比率になっております。訂正しておわびを申し上げます。

○議長（木一良政君）

これより地方自治法第121条の規定により、下呂市公平委員会野村顕委員長に出席を要求しておりますので、御了承願ひます。

それでは、日本共産党、3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

3番 日下部俊雄。

私は登山が趣味で、道のないところをルートを探しながら登るのが好きです。山では、よく道に迷ったり、自分のいる場所がわからなくなることがあります。そういう場合には、迷い始めたもとの場所に戻り、その上で改めて正しい道を探すことが鉄則です。今、いろいろな問題を抱え道に迷った状態の下

呂市も、改めて下呂市の行政はどうあるべきか地方自治の原則に立ち返って、下呂市政のあり方を考えるときではないでしょうか。私は、今回の質問全体を通じて、一つは、2年前の市長選挙で野村市長が公約した、市の事業は何事も地域住民の合意を得てやるという民主主義と住民自治の原則を守ること。もう一つは、すべての下呂市政を実行するのは職員であり、職員を信頼して職員とともに市政を進めること、この二つのことを念頭に置き、市長の考えを正したいと思います。

最初に、二つのマテリアル裁判の判決について質問します。

さて、ちょうど1年前のこの3月議会で、私は一木良一議員と二村金吾議員、そして下呂市が、株式会社マテリアル東海から訴えられた裁判について質問しました。それは、平成20年8月8日の市議会建設経済常任委員会で、刈り草の焼却処分について審議した際に、議員の発言がマテリアルの名誉を毀損し損害を与えたので、損害賠償金500万円を払えと裁判に訴えていたものです。私は、議員の発言に勝手に言いがかりをつけ、圧力をかけて、思いどおりにならなければ裁判に訴えるということがまかり通っては、議会での率直な議論がしにくくなりますとマテリアルの不当な要求には毅然と対決することを主張してきました。ことし1月29日、私は判決言い渡しの裁判を傍聴しました。法廷で裁判長は、原告マテリアルの請求を棄却すると、2人の議員と下呂市が勝訴の判決を言い渡しました。裁判長の判決の理由は、次のとおりです。

地方議会は、住民の代表機関であるとともに、地方公共団体の議決機関であり立法機関であって、民主主義と地方自治という憲法の基本理念に照らし、地方議会を構成する議員には可能な限り自由な言論が保障されるべきであるから、質疑等において、どのような問題を取り上げ、どのような形でこれを行うかは、議員の政治的判断を含む広範な裁量にゆだねられているというべきであり、議員の質疑等による発言によって結果的に個別の住人ないし企業の名誉等が侵害されることになったとしても、直ちに当該議員がその職務上の法的義務に違背し、当該発言が違法になるということとはできないのであって、このような見地から見ても被告の発言が違法になると解することは、およそ困難であると、まさにこの判決は、下呂市議会のための判決です。この判断で示されたように、私たち議員は、議会での自由な言論を活発に行い、市民の声が生き生きと議論される下呂市議会にしていかなければいけないと思います。

しかし、もう一つの第2次マテリアル裁判では、1月27日、下呂市が敗訴の判決がありました。これは、昨年10月7日付で、市はマテリアルに対し許可違反があったとして、一般廃棄物処分業許可のうち一部の許可の取り消し処分を通知したことに對し、マテリアルが、これを不服として処分の取り消しを裁判に訴えていたものです。この判決の理由は、次のとおりです。

下呂市長がした本件処分は、事前に聴聞、または弁明の機会の付与等の手続を経ず、行政手続法及び下呂市行政手続条例に違反しており、その余の点を判断するまでもなく、本件処分は違法であると。下呂市は、なぜ裁判であっさりと負けるような手続に不備のある、お粗末な処分をしたのでしょうか。下呂市は、道理に基づいた、だれから見ても納得ができて、市民から応援され支持される行政をしてほしいものです。この第2次マテリアル裁判も、刈り草の焼却処分をめぐる問題です。下呂市当局が、市内の刈り草は、これを焼却しなければならないとして、マテリアルへの持ち込みを指示していたことは、間違いのない事実です。下呂市が刈り草の焼却処分問題について、みずからの誤りには口を閉ざしながら、一緒にやってきた相手のマテリアルを処分するという、その及び腰の態度が、法令に違反した処分を裁判に負けるという状況を招いたのではありませんか。市民と関係業者に対して、下呂市の環境行政の間違いを明らかにし、間違いを改めることと迷惑をかけた関係者に謝罪することが、この問題解決のために第一歩としてしなければならないことではないでしょうか。このことについて市長の答弁を求めます。

また、市の環境行政に対するマテリアルの働きかけのような外部からの圧力には毅然として対処することについて、市長の答弁を求めます。

次に、いわゆる職員給与の不正昇給問題について質問します。

私がこの問題を、「いわゆる職員給与の不正昇給」と、「いわゆる」をつけて言うのは、市当局は職員給与の不正昇給があったというけれども、本当に不正があったのだろうか。また、普通の昇給だったかもしれないし、たとえ間違いがあったとしても、不適正なというべきではないだろうかという疑問があり、それが時間がたつにつれ大きくなってきているからです。この問題は、当局の説明では、次のとおりです。

平成 21 年 9 月 18 日、偶然市長の決裁印のない職員給与の昇給の決裁文書を見つけた。これを調べたところ、下呂市職員の給与に関する条例・規則に違反する昇給を行っていたことがわかった。当時は市長選挙のさなかである平成 20 年 4 月 9 日という不自然な時期に行われ、市長の決裁を得ぬままに、当時の副市長の決裁印だけで執行されていた。これは市長の決裁があったとしても、条例規則に違反するものである。昇給対象者は、当時の職階で、部長級 7 名、課長級 5 名で、全員が現職である。昇給幅としては、一号給から八号給までで、金額にして月額 700 円から 7,400 円であるというものでした。なぜ、これが規律違反になるのかについては、9 月 24 日に人事課長から規律違反報告書が提出され、次のように書かれています。

下呂市では合併以来合併協定書に基づき、職員の格差是正、調整に努めてきたが、平成 17 年度の人事院勧告により給与制度が大幅に改正され、条例改正をした平成 18 年度からは、それまで年 4 回あった昇給時期を年 1 回にしたなどにより、短期間で格差の是正をすることは極めて困難な状況となった。

しかしながら、平成 20 年 4 月 9 日に特定の幹部職員を対象とした違法な特別昇給が実施されている事実が確認されました。つまり、平成 18 年の条例改正により、格差是正のための特別昇給はできなくなったのに昇給を実施していることを見つけたといっているのです。

私は、これを読んで、私の今までの何度かの質問に対する野村市政当局の答弁と全く同じことが書いてあると気がつきました。野村市政では平成 17 年度の人事院勧告による平成 18 年の給与条例の改正により、特別昇給を廃止し昇給時期を年 1 回にしたなどによって、短期に格差是正をすることが極めて難しくなっているという見解でした。

この昇給問題が起きてから、私が、下呂市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の附則 4、市長は、継続採用職員に関し合併前の規則の適用の相違により給料月額に不均衡が生じる場合は、所要の調整を行うものとする。この規定で合併に伴う給与の格差是正をするようになっていないのですかと質問すると、特別昇給ができるという条文が平成 18 年の給与条例の改正によりなくなったので、附則 4 の規定では給与の調整はできないという答えでした。この昇給問題がなぜ不正昇給なのかというその理由は、平成 18 年の給与条例の改正により、職員給与の調整はできなくなったのに、それをしたから不正である。これが今の野村市政の格差是正の給与調整に対する見解です。だから、格差是正のためには、条例規則の改正も必要であると当局は答弁していました。私もそのときは、この説明を聞いて、それならどういふ条文を加えたらよいのかと自分なりに検討もしていました。しかし、この昇給問題を考えていて、もう一つ気がついたのは、これは当局の報告にもあるように、平成 20 年 4 月の市長選挙のさなかの出来事です。これは、山田市政の中で行われた職員の仕事が、規律違反だと問われているということです。

しかし、先ほど紹介した規律違反報告書を書いた人事課長は、昨年 4 月に人事課に赴任した職員です。私が、規律違反報告書の見解と野村市政の見解が同じだと言いましたが、人事課長は、現在の野村市政

の条例解釈で規律違反であると判断したんだということに気がつきました。

では、山田市政ではこの格差是正にどのような取り組みをしてきたのでしょうか。私は、野村市長の当選とともに初めて下呂市の議員になったので、山田市政でどうだったのかは全く知りませんでした。それで、できるだけの関係者に事情を聞き、事実を確かめました。私の調べたところでは、次のとおりです。

山田市政では合併以来合併協定書に基づき、まず職階制の整理と統一に取り組み、給与の調整をしました。平成 17 年の人事院勧告による平成 18 年の給与条例の改正以後も、下呂市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の附則 4、市長は継続採用職員に関し、合併前の規則の適用の相違により給料月額に不均衡が生じる場合は所要の調整を行うものとするという規定に基づき、合併協定の重要な合意事項である職員給与の格差是正に取り組んできた。平成 18 年の給与条例の改正の後も、年 1 回の定期昇給や人事異動による昇格などにあわせて職員給与の調整をしてきたと、市政の関係者も職員の関係者も同じ証言をしています。この山田市政での職員給与の格差是正の方針が事実であったのかどうかは、この条例を議決した先輩議員も大勢おられますし、山田市政のほとんどの関係者が下呂市内に在住しており、また、当時の職員も在籍しているので、すぐに確かめられることと思います。また、私も当時の条例改正がどのように議会に提案され審議されたのか、下呂市職員の給与に関する条例の平成 18 年 3 月の改正のときに議会に提出された条例案と条例改正要綱、そして条文の新旧対照表を事務局から提出を求め、何を改正したのか改めてみました。しかし、その中には、どこにも格差是正ができなくなるとか格差是正のために障害があるという記述はありませんでした。先ほども述べました下呂市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の附則 4 の条文は、しっかりと手つかずに残され、また、この条例改正をした当事者の山田市政が、この条例改正により格差是正ができなくなるとは考えておらず、その後も格差是正を続けたという事実は、山田市政におけるこの条例規則の解釈が正当な解釈であると私は考えます。この条例規則をつくった山田市政における解釈を、それを引き継いだ野村市政が、人事院勧告による平成 18 年の給与条例の改正により格差是正ができなくなったという解釈に変え、その解釈により職員を規律違反としていたのです。ところで、今下呂市公平委員会に被処分者から不服申し立てがされ、これに対する処分者、つまり野村市長からの 1 月 28 日付の答弁書が、公平委員会に提出されています。この答弁書には給料月額に不均衡が生じる場合の調整と題して下呂市職員の給与に不均衡が生じた場合の所要の調整は、下呂市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則附則 4 の規定に基づき行われると書いてあります。この答弁書には、市長の代理人として弁護士の名前もありますが、弁護士に相談したら野村市政の解釈が変わったのでしょうか。下呂市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則、附則 4 の規定により職員給与の格差是正ができるかどうか、現在の考えを教えてください。

下呂市政が、公平、公正に行われるためには、市長がだれになっても条例規則が同じ解釈、同じ適用がされなければなりません。野村市政になったからといって、同じ条例規則なのに同じ行為が片方では正当な仕事であるのに対し、もう一方では規律違反として処分の対象になるということがあってはならないと思います。

また、今回の、いわゆる職員給与の不正昇給問題では、関係職員に対し十分に調査をしていないという問題があります。初めの議会への報告や新聞発表に際しても、その前には、だれひとりに対しても、何一つの聞き取りも事実の確認もしないまま、不正であると既に断定して発表しています。市が職員から聞き取り調査をしたのは、それから 1 週間後のことでした。しかし、その聞き取りも形式的なアンケート方式の質問事項について一人当たり 15 分から 1 時間足らずの聞き取りを行っただけで、調査を尽くしたというにはほど遠いものでした。職員からの事情聴取は処分が実行されるまで、後にも先にもこ

の一回きりで、処分をするに当たっては、処分をすることを前もって本人に伝えず、当事者に対して弁明の機会も与えず、当局からの聴聞もありませんでした。これがもし規律違反の事実があったとしても、それが故意に行われたものか、過失なのかは、決定的に重大な問題です。それは毎日の報道の中で、交通事故にしても事件にしても、故意と過失の違いで罪の大きさが決定的に違うことで、皆さんもよく知っていることです。

ところが、今回の、いわゆる職員給与の不正昇給問題では、故意か過失かは全く問題にされることもなく、関係者とされた全員に処分がされました。平成 20 年 4 月 9 日付で行われたこの職員給与の調整は、市長の印鑑のない決裁文書までが、記録が全部保管されていたように、これを隠す事実は全くありませんでした。山田市政の方針に基づいて行われたことなので、隠れてこっそりとする必要もなく、市役所の中で普通のこととして行われていました。下呂市の職員ならば、だれでも山田市政では山田市長の指示に従い、野村市政では野村市長の指示に従って仕事をするのは当たり前です。どちらの市長も、市民が選挙で選んだ市長です。職員は、そのときの市長に従って仕事をします。職員が市長の指示に従い普通の業務として行った行為を、規律違反に問うなどはあり得ないことです。つまり、それまでの山田市政の 4 年間と全く同じことをしたのに、野村市政の給与問題に対する方針と見解に合わなかったから摘発されて処分されるということなどが、あってよいはずがありません。

また、今回の、いわゆる職員給与の不正昇給問題では、職員の決裁印が大きな問題になりました。この問題の発端も、この決裁印のことでした。この職員が、この決裁印を押したがために、横領と判定されることになりました。上司の決裁印があるのに、部下がその責任を問われるというようなことがあってはならないと思います。部下が意図的に虚偽の文案などをつくり、上司を欺き、市に損害を与えた場合などに限られると思います。正直に仕事をし上司が決裁をしながら、起案担当者に至るまでの部下が責任を問われるようなことがあっては、職員は安心して仕事を進めることができません。決裁印を押さなければ仕事は進まず、決裁印を押せば責任を問われる。これでは、職員は一体どのように仕事を進めたらよいのでしょうか。そして、この問題に関する懲罰委員会での審査に当たっては、市は泥縄式に職員の懲戒処分等の取り扱いに関する規定を改正し、本来なら懲罰委員になれるはずのない理事を 3 人も懲罰委員に任命し、事実を解明する調査をすることもなく懲罰案を答申しました。これを受けた野村市長は、この答申に疑いを抱くこともなく、答申どおりに処分を実行しました。その処分は、もと総務部長の二村さんに対しては横領と断定して懲戒免職にし、本人の氏名を公表し、新聞、テレビに発表しました。横領といえば、まさに犯罪です。本人の名誉を損なうだけでなく、退職金は 1 円も支払われず、年金も本人が支払った掛金の分に対してだけ、つまり普通に年金を受け取る人の約半分しか支払われません。何十年にもわたる公務員としての人生を全く否定したと同じ処分です。これほどの重い処分をしながら本人に対する処分の説明書には、ただ地方公務員法第 29 条に違反したから処分をするを書いてあるだけで、どの条例の第何条のどの事例に違反したかの具体的な説明はなく、また横領と断定したその証拠の提示もありません。この処分に対してなぜ処分をされたのか、その理由が処分を受けた職員自身がわからずに戸惑っているというのが実際のところですが、一番重い処分を受けたもと総務部長は、横領の判定によって懲戒免職になりましたが、これがもし横領であるならば、これは犯罪です。職員が犯罪をしたならば、市には、これを通報し告発する義務があります。それなのに、どうして告発しないのですか。横領の証拠が提示できないから告発できないのではありませんか。また、もと総務部長の二村さんはこの処分がされるまで、下呂市の会計責任者、以前は収入役とっていた役職です。この仕事をしておりました。野村市長は理事の中でも、もっとも信用できる人物であるから、もと総務部長を下呂市の会計管理者に任命したのではないですか。野村市長、あなたは、あなたが下呂市の会計管理者に任

命したその人間が、本当に横領したと信じているのですか。もし横領であるというのであれば、その証拠を明らかにし市長の任命責任も明らかにしてもらいたいものです。法治国家の日本では、今、新聞テレビで報道されている鳩山総理大臣や民主党の小沢幹事長の例を引くまでもなく、証拠がないままに処罰されることはありません。証拠もなしに勝手に疑って、疑いがあるから横領であるとは、今の日本では通用しない論理です。また、私が、特に不思議に思うことは、当時の企画部長と秘書広報課長が、職員給与の昇給にかかる不正な処理を発見し得る立場にありながら、注意の欠如により公務の運営に支障を生じさせたとして、職務怠慢、注意義務違反と判定され、1ヵ月の停職や減給の処分を受けていることです。企画部長と秘書広報課長という職は、部屋が人事課の隣だから職員の給与がわかるということですか。またさらに、ふだん常日ごろ各職員の給与を比較して調べ、不正がないか点検することが、企画部長と秘書広報課長の職務分掌になっているのでしょうか。私には不思議としか思えません。また、処分を受けた13人のうち、給与に関係する総務部の3人の職員を除く10人の職員は、昇給したことを知らされていませんでした。このうちの4人は昨年9月にこれが問題にされるまで、自分が昇給したことにも気がついていませんでした。それでもこの10人全員が諸給与の不適正受給であると判定され、気がついていいた6人は減給10%1ヵ月の処分をされ、気がついていなかった4人は戒告の処分をされました。給与を支払った下呂市を疑わず、信じて受け取ったことが規律違反になるのでしょうか。

私は、職員の問題に対しては、まず何よりも事実を正確に調査をし、その事実に基づいて適切な処分をすることが大事ではないかと思えます。悪意や故意のない誤りについては注意をし、正しく指導すること。そして、故意で行われた違反については、その事例に応じた処分をすることが必要であると思えます。今回の処分は大きな問題があり、一日も早く撤回し、もし本当に規律違反があるのなら、改めて調査の上、処分をすべきであると思えます。また、この職員給与の不正昇給問題は、職員給与の格差があることから起きた問題です。下呂市合併以来6年たっても職員給与に格差があることは、地方公務員法に規定された職員の平等取り扱いの原則に違反した違法状態です。今度こそ、職員給与の格差是正と公正な給与体制を確立しなければなりません。以上の各事項について答弁をお願いします。

3番目に、職員の処分と公平委員会の役割について質問します。

この処分については、処分を受けた13人のうち3人が処分を不服として、下呂市公平委員会に不服申し立てをしていると聞いています。事情により不服申し立てをしなかった職員も、心の中で不服申し立てを行っています。公平委員会は地方公務員法によって職員の勤務条件に関する要求を審査し、判定し、必要な措置をすること。職員に対する不利益処分についての不服申し立てに対する採決をし、または決定すること。職員の苦情を処理するなどの事務を処理することが規定されています。私は、下呂市公平委員会とは、下呂市における職員の権利が守られるように人事に関する問題についての、いわば裁判所のような権限のある委員会であると思えます。

そこで、公平委員会の委員長にお聞きします。公平委員会の役割と不服申し立て審査の基本姿勢について、委員長の見解をお答え願います。また、この不服申し立てを法や条例規則に照らして判断する場合に、その解釈、適用などを正しく運用するためには、どのような方法をとられるのか説明をしてください。

4番目に、クリーンセンターの取り組みについて質問します。

野村市長は昨年の12月議会で、竹原宮地区での新ごみ処理施設の建設について、補正予算が議会で継続審査になったため環境影響調査に入れず、合併特例債が期限切れで使えなくなるので断念すると発言し白紙撤回しました。しかし白紙撤回の理由について、この補正予算が不要になり、この議案の撤回請求を審議した1月22日の臨時議会では、金山副市長が基本的に地元の理解が得られていないので

きない。環境アセスをやるかやらないかの以前の問題であると本音を答えました。また、12月議会の終盤には、地元地区住民の反対要望書だけでなく、新たに地元である宮地区長からも反対要望書が出されるなど、住民の合意が得られていませんでした。新ごみ処理施設は、市民の暮らしのためになくてはならない施設で、どこかに必ずつくらなければなりません。今後の新しい取り組みには、今までの取り組みのどこに問題があり、何を改めなければならないかをよく反省し、検証して市民の理解を得るようにしなければなりません。ごみ処理施設は、市民みんなの大事で必要な施設です。建設候補地になった地区の住民だけに受け入れを迫るやり方では、どこの地区へ行っても、なぜここにしたのかと市に対する不平等感と不信感が生まれます。下呂市は合併市です。各町村の各地区が協力して候補地を決め、協力して取り組まなければなりません。各地区と市民全体の協力がなくして、ごみ処理施設建設の明るい方向は見えてきません。

下呂市当局は住民自治の原点に戻り、市民を信頼し、候補地の選定から市民とともに一緒に取り組むことが大事ではないでしょうか。市長の考えをお答えください。

5番目に、市役所内の職場の改革、秩序回復について質問します。

私は、きょうの質問で三つのことを取り上げてきましたが、このどの問題についても、2人の特命理事が深くかかわっています。第2次マテリアル裁判では、裁判に負けるとしても、マテリアルを処分しなければならぬと無理な処分の強行にかかわりました。職員給与の問題では、人権侵害の問答無用の処分に導く懲罰委員会の答申にかかわりました。竹原地区での新クリーンセンターの取り組みについては、住民からこの理事らにかかわって多くの苦情が述べられました。この理事らは、住民に対して不用意な発言を重ね、市と市長への不信を生む原因にもなりました。また、市役所内では、彼らの肩で風を切る振る舞いに、下呂市には副市長が何人もいるとまでいわれているほどです。理事本人の語る言葉では、下呂市の理事ということで、どこの部へもいろいろと話のできる立場であるとか、僕ら各部の部長に指示が出せる立場に格上げされているとか、行政指導担当という形で部長の上におるんですと自分から言うほどになっています。このほかにも、市長にさえも指示をしているようなことまで市民に吹聴しています。私は、これらの話を聞いて、彼ら理事がほらを吹いているのだと思っていました。しかし、最近わかったことは、2人の理事は市政の重要会議である部長会議に常時出席させ、しかも部長より上の席に座っていると聞き、さらにまた毎週月曜日の朝市長室で開かれる市幹部の打ち合わせにも出席していると聞きました。その席次は、市長が正面に座り、両わきに副市長と教育長が座り、その次に2人の理事が向かい合って座ります。その次に総務部長と企画部長が座り、下の席に事務方である総務課長と秘書広報課長が座るという順序です。ここになぜ理事が出席しているのか、その理由を聞くと、行政総合担当として6月から出席しているということです。私は、とても驚きました。これでは、だれが見てもというか、職員に対して2人の理事は、総務部長や企画部長よりも上の市長と副市長の直属の部下だと示していると同じではないですか。副市長が何人もいるという話も、行政指導担当というような形で部長の上におり部長にも指示が出せる立場に格上げされているという理事の話もほらではなく、これでは本当になってしまうのではないですか。これが、ほら話なら、ただ不見識な職員がいるというだけのことですが、これが本当のことであるとすると、下呂市の市役所の秩序がめちゃくちゃになり、職員は、どこを見てだれの指示で仕事をしたらよいのか迷ってしまいます。市の決裁規定では、理事の権限について、決裁権について、決裁権者の課長を理事と読みかえるものとする課長に準じる決裁権限の理事を、また理事の職務は特命事項に限られているはずですが。これでは、条例規則で定められている下呂市行政組織の規則は、一体どうなるのでしょうか。下呂市政は、市長、副市長、総務部長、企画部長と市を代表するものの順序が決められており、もしもの場合にも、常に備えて規律のある組織であるは

ずです。さらに重大なのは、彼らは住民の賛成と反対の署名を照合し、世帯ごとの人数、何人が賛成と反対に重複しているかなどを調査していたことです。行政が住民署名を点検して市民を監視するなどは、民主主義社会では許されない人権侵害の非行であり、これこそ懲罰の対象になる行為です。市長は、彼らのこのような公務員としては許されない行いの数々により、どれだけ市に対し損害を与え、どれだけ市政に対する信頼を失ったか考えたことがありますか。こういう職員こそ懲罰の対象にして処分をしなければ、市民の市政に対する信頼、また職員の市長への信頼は回復しないと思います。市と副市長はどういう目的のために、この2名の理事を登用し、その結果、どういう効果が出ていると認識しているでしょうか、お答えください。

また、ことしは異常なほどの多数の退職者が予定されていますが、その理由は何でしょうか。私は、先に述べたような市役所の状態、また職員の人権を無視した処分の影響が、職員のやる気をなくしてきているのではないかと心配しています。説明をお願いします。

理事の任命など職員の人事は、市長の専権事項です。その監督責任は市長にあります。だれもが認める有能で誠実な職員に重要事項を任せることは、職員の信頼を得、市民の評価を得ますが、逆に職員に問題があっても、それを放置することは、市長と市政への信頼をなくすことになります。下呂市の各事業を進める上で、なぜこんなにいろいろの問題が出てくるのかを考えると、そこには一つの共通の問題があります。

行政の仕事は、全国の町や村で国民が同じサービスを平等に受けられるように憲法と法律があり、法に基づいて条例規則が定められております。下呂市で起きているどの問題も、この原則から逸脱し、法と条例規則が守られていないために起きています。下呂市では、まずこのことについて、市長、そして副市長がしっかりと原則を守り、そしてみずからも、また職員も、この原則に沿った事務を進めていくことではないかと思えます。

時間がありませんので、この先は削除いたします。私の責任ですが時間がありませんので、まず公平委員会からお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（木一良政君）

それでは、一括につき順次答弁をお願いします。

3番の職員の処分と公平委員会の役割について、下呂市公平委員会委員長 野村顕君。

○下呂市公平委員会委員長（野村 顕君）

公平委員会委員長の野村でございます。

3番の日下部議員の御質問にお答えをいたします。

公平委員会の役割と不服申し立て審査の基本姿勢についてということですが、公平委員会の役割につきましては、公平・公正な行政を確保するために必要な機関ということで、これは地方公務員法に定めるところによります。主な役割といたしましては、職員の勤務条件に関する措置の要求及び処分に対する不利益処分を審査するなどの措置を講ずるために設置された機関でもあります。また、不服申し立てにつきましては、任命権者から懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたとして処分を受けた職員から不服申し立てがあった場合に、公平委員会がその処分の適法性及び妥当性を審査決定し、もしこの判定が適法、妥当ということであれば、これは承認をされるということになりますし、違法、不当ということであれば、処分者に対して取り消し、あるいは修正、または是正を指示をするということになります。

二つ目の不服申し立ての基本姿勢につきましてでありますけれども、不服申し立ては今申し上げたとおりでございまして、その処分を受けた職員から不服申し立てがあった場合に、公平委員会は、これを

公平・中立な第三者機関として、これを審査します。手続としては、準司法的な手法により、いいますと口頭審理とか証拠調べ、聴聞等の手続を行いながら、これを判定いたします。そして先ほど申し上げましたように、これが適法か妥当であるか、違法か不当かということで、不当である場合は、先ほど申し上げたとおり処分を取り消し、または修正、あるいは是正を処分者に対して指示をするということがあります。

それから、二つ目の法律の解釈適用などを正しく運用する方法ということでございますけれども、公平委員は3人おりますけれども、3人が法律の専門家ということでございませんので、なかなか法解釈し読み取るというのはなかなか難しい問題だと思っております。そういうことで、正しい法律適用するには、どうしても県の人事委員会の御指導を仰いだり、場合によっては弁護士の先生の助言をしていただいたりという中で審議を進めていくというふうになるかと思っております。以上でございます。

○議長（木一良政君）

はい、市長。

○市長（野村 誠君）

3番 日下部議員の質問にお答えしますが、時間の関係上、はしょっていきます。

[発言する者あり]

どこの、いやいや……。

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

いいです。

○議長（木一良政君）

はい、市長。

○市長（野村 誠君）

順次お答えいたします。

1番の二つのマテリアル裁判の判決についてであります。

1番につきまして、この質問書のとおりに行きます。

市の行政や市民全体の奉仕者としての誠実に公正に能率的に職務の遂行を行う職員に対し、脅威となるような不当な圧力や要求があれば組織として断固対処します。

2番、敗訴した件であります。下呂市が一般廃棄物処理の許可の一部を取り消したのは違法として処分の取り消しを求めた裁判では、手続法上の聴聞が必要であるとして、処分の取り消しが命じられました。いわばこれは入り口で聴聞しなかったからということで敗訴したということでございます。いわゆる、私どもが違法としておったことに関しては、裁判は判断を下しておらないと思います。今後の方針といたしましては、法に照らし合わせながら粛々と対応してまいりたいと思っております。

次に、2番目の、いわゆる職員給与の不正昇級問題についてであります。①番であります。当事者からの事情聴取は、本人に懲罰委員会での資料とすることを通知した上で行っております。また、事情聴取の記録は、本人の確認を受けた上で懲罰委員会での資料としております。さらに懲罰委員会の開催時には、規律違反をした職員本人からの請求のあったときは口頭審査とすることができる旨を伝え、出席の有無について意向を確認しております。

しかしながら、当人からの出席の意向は示されなかったということでもあります。議員が指摘されるような一方的な処分ではないという認識でございます。下呂市は、職員給与の昇給に係る不正な処理に関

与した職員の処分を、平成 21 年 11 月 9 日に行いました。この処分についての不服申し立ては、地方公務員法第 49 条の 2 の規定により、処分のあったことを知った翌日から起算して 60 日以内に、下呂市公平委員会に対してのみ行うことができます。不利益処分を受けた 13 名の職員のうち、期限までに 3 名からの不服申し立てが行われております。

今後は、公平委員会場で議員が指摘されました手続や事実認定が適切なものであるかについて審査が行われることとなります。こうしたことから、今後は、処分を受けた側も、処分を行った側も公平委員会場において、それぞれの主張を行うこととなると思います。

○議長（木一良政君）

はい、総務部長。

○総務部長（今井能和君）

2 番の職員給与の昇給問題の違反の事実についてということで、今までお答えしていることと同じでございますが、今回の昇給は、下呂市職員の給与に関する条例、下呂市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則に基づかない不適切な昇給を行っていたものでございます。下呂市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則では、昇給日は毎年 1 月 1 日と定めてありますが、今回の事案は平成 20 年 4 月 9 日の起案で 4 月 1 日付で行われており、規則に違反するものでございます。昇給については、現在下呂市では勤務評定を実施していないことから、すべての職員を規則に定める勤務成績が良好である職員として定期昇給を実施していますが、幹部職員では 55 歳未満は 2 号給、55 歳以上は 1 号給となっており、今回の場合は、規則に基づかない昇給の号給となっており根拠のないものとなっております。

下呂市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の附則で、市長は先ほど、日下部議員も言われたとおりでございますが、継続採用職員に関し合併前の規則の適用の相違により給料月額に不均衡を生ずる場合は所要の調整を行うものとするようになっておりますが、市長の決裁がなく、規則に基づかない処理となっております。昇給があった場合は、下呂市人事発令要領により辞令書を交付することになっておりますが、今回の事案は辞令書が交付されておらず、要領によらない処理となっており、市の条令規則を無視して行ったものでございます。今回の事案の原因につきましては、違反の起案文書には「部長級職員の一部を調整するための昇給」と記されており、行政としての調査には限界があり、当時の関係書類、事案関係者の職務権限、事案関係者の事情聴取で確認できる事実により違反行為を確認し、市長が職員の処分を行ったものでございます。

続きまして、企画部長と秘書広報課長の職務分掌と職務権限ということでございますが、企画部長、秘書広報課長とも、それぞれ経営管理部門的な職務ということで、市政全般について情報を知ることができる立場にあったということでございまして、参考に申し上げますと、岐阜県の裏金問題の折には、裏金づくりにかかわったか否かを問わず当時の幹部職員が懲戒の対象となったということが記憶にあるところでございますが、今回の処分については、その県の処分と同様の判断を市長の方がされたものと思っております。

4 番の関係職員の行為について、故意か過失か、その判定根拠はということでございますが、関係職員については、給与制度を知っている立場にあったわけですから、昇給ができるかできないかの判断はあって当然だったと思っております。当時の総務部長、人事課長、給与担当者については、その行為が、故意か過失かにかかわらず給与制度を適切に運用する立場にあり、違反事実に基づき、市民の信頼を大きく損ねたということと判断して、市長が判断されたものと理解をしております。

○議長（木一良政君）

はい、市長。

○市長（野村 誠君）

5番目の職員給与の昇給問題と真相の全容説明ということでございますが、私といたしましては、今回の昇給は、下呂市職員の給与に関する条例、下呂市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則に基づかない不適切な昇給を行っていたものとして関係職員の処分を行ったところであります。

今回の処分は行政罰であることから、行政罰を与える上での真相説明は終了したものと理解しております。先ほど言いましたように、今後は、処分を受けた側も処分を行った側も、公平委員会の場においてのみ、それぞれの主張を行うものと考えております。時間が無いので、いいかな。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

はい、副市長。

残り時間 30 秒。

○副市長（金山鎮雄君）

格差是正について、私の方から。

懸案の格差是正につきましては、平成 22 年度中、大体 10 月ごろになると思っておりますが、速やかに実施ができると考えております。恐らく、公正・公平で透明性の高い事務のあり方とは、こういうものだと確信して、確認していただけるようなものになろうと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（木一良政君）

以上で、日本共産党の代表質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（木一良政君）

お諮りいたします。本日の会議はこれをもって散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれで散会することに決定いたしました。

明 4 日は、午前 10 時より本会議となります。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまです。

午後 2 時 02 分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 22 年 3 月 3 日

議 長 木 一 良 政

署名議員 7 番 一 木 良 一

署名議員 8 番 奥 田 重 後